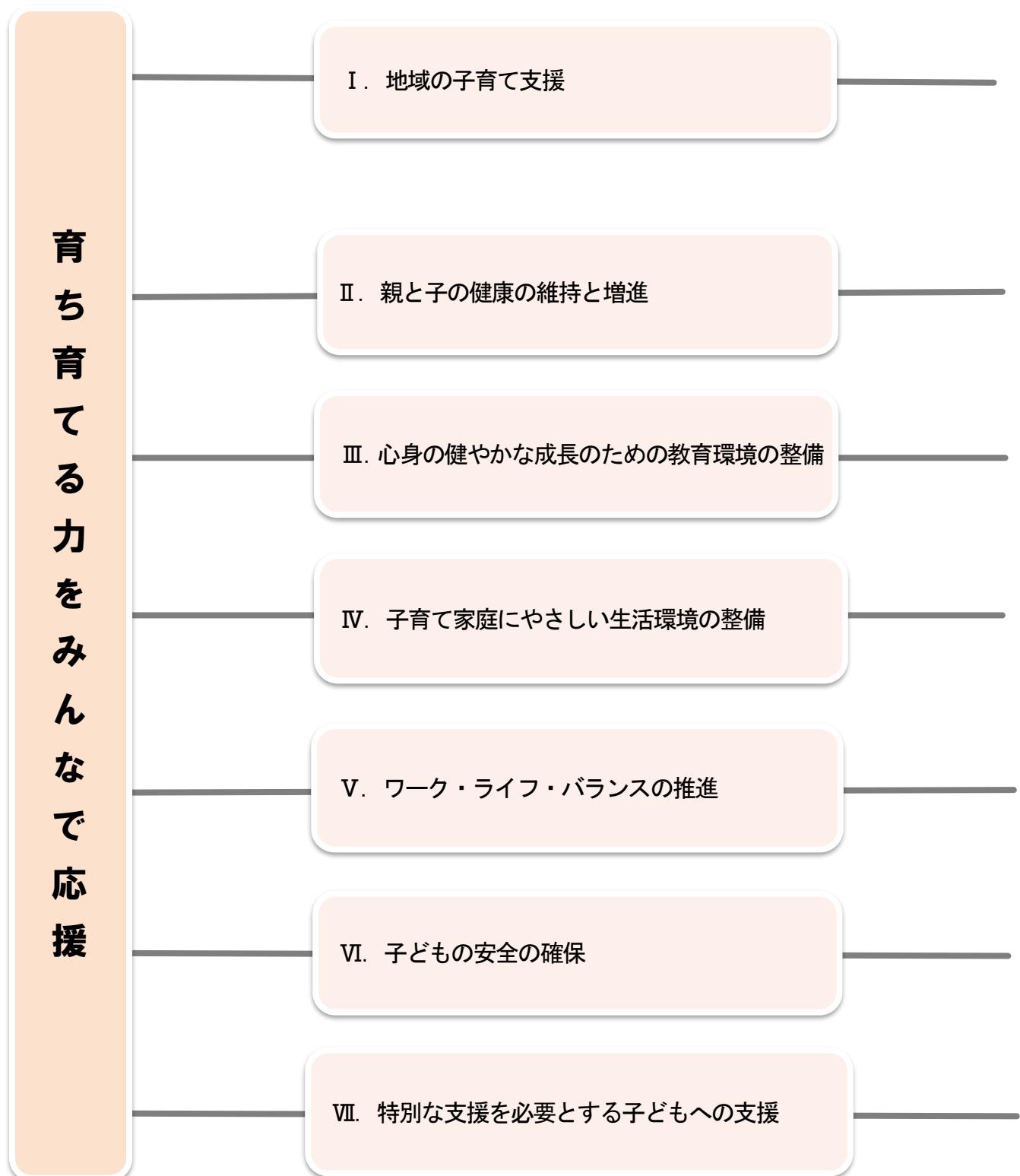


第3部 各 論



計画の体系図





基本施策



- 1 乳幼児期の教育・保育の充実
- 2 地域の子育て支援の充実
- 3 子育てに関する相談体制の充実と情報提供
- 4 子育てボランティア等への支援
- 5 子どもの健全育成
- 6 経済的支援の充実

- 1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援の充実
- 2 食育の推進
- 3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 4 小児医療の充実

- 1 次代の親づくり
- 2 子どもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上

- 1 良好な居住環境の整備
- 2 子育てにやさしい環境の整備
- 3 安全・安心まちづくりの推進

- 1 男女の働き方等の見直し
- 2 仕事と子育ての両立支援

- 1 子どもの交通安全の確保
- 2 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進
- 3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭の自立支援
- 3 子どもの貧困対策の推進
- 4 障害児施策の充実



第1章 地域の子育て支援

1 乳幼児期の教育・保育の充実

(1) 乳幼児期の教育・保育施設等の充実

- ・ 認可保育所事業、認証保育所の認可保育所への移行
- ・ 認定こども園事業
- ・ 新制度幼稚園事業
- ・ 家庭的保育事業等
- ・ 認証保育所事業
- ・ 公立保育所の民営化
- ・ 企業主導型保育事業

(2) 保育サービスの充実

- ・ 延長保育事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 年末保育事業
- ・ 休日保育事業
- ・ 障害児保育事業
- ・ 認定こども園の特別支援教育
- ・ 教育・保育施設の指導監督

(1) 乳幼児期の教育・保育施設等の充実

本市では、公立4園、私立13園の計17園の認可保育所（平成31年4月時点）があり、保育サービスの充足に取り組んでいます。区画整理事業による南山東部地区、稻城上平尾地区、稻城小田良地区での子どもの増加など、地域により子どもの人数に偏りがあることや、低年齢児の保育へのニーズが高いことなどから、第一次子ども・子育て支援事業計画及び中間見直しでは、認可保育所の新設、保育所定員の弾力化や認定こども園の開設などにより、保育需要の増加に対応してきました。今後につきましても、子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育の量の拡充及び質の向上を図ってまいります。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	認可保育所事業、認証保育所の認可保育所への移行 (子育て支援課)	東京都の認可を受けて保護者が就労、病気等で自宅において養育できない子どもを保護者に代わって保育をします。	・市内17保育所で実施 ・公立保育所4園（うち1園は公設民営）、私立保育所13園※（委託）	・令和2年4月に私立認可保育所1園を新規整備 ・増改築・弾力化による定員増 ・認証保育所の意向に沿い認可保育所への移行に対応
2	認定こども園事業 (子育て支援課)	東京都の認定を受けて、幼稚園や保育所などが教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を実施します。	・幼稚園型認定こども園2園 ・幼保連携型認定こども園1園	幼稚園等の既存施設の意向をうかがいつつ待機児童の状況をみて認定こども園への移行に対応
3	新制度幼稚園事業 (子育て支援課)	子ども・子育て支援新制度の対象幼稚園へ移行する幼稚園に対応し、幼児期における学校教育の充実を図ります。	新制度未移行幼稚園5園	既存施設の意向に沿い、新制度幼稚園への移行に対応
4	家庭的保育事業等 (子育て支援課)	生後8週間以上で3歳未満の乳幼児を対象に、家庭的保育事業者（保育ママ）の家庭で預かり、家庭的な保育を実施します。	家庭的保育事業者5人に事業を委託	待機児童数の推移に沿って事業数を調整
5	認証保育所事業 (子育て支援課)	東京都の認証基準に適合した認可外保育施設で、13時間保育等の多様なニーズに対応し保育事業を実施します。	市内で5施設	都制度に沿って事業費を補助
6	公立保育所の民営化 (子育て支援課)	認可保育所への民間活力の導入を図り、効率的・効果的な運営を目指します。民営化・認可化による保育サービスの質の確保・向上に努めます。	公設公営3園（第三保育園、第四保育園、第五保育園）、公設民営1園（第六保育園）	・令和2年度から第四保育園を民営化 ・令和3年度から第三保育園を民営化 ・令和3年度から第六保育園を民営化
7	企業主導型保育事業 (子育て支援課)	企業が主体となり国の補助を受けて実施する認可外保育施設です。	市内で2施設	・国の認可を受けた施設の地域枠を活用

※分園は本園と合わせて1園としてカウント

【整備目標】

■ 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策（3区域）

本計画の保育に係る確保提供量から量の見込みを差し引いた数値は、国の定義に基づき算出する一般的な待機児童数とは算出の方法・考え方等が異なるため一致しません。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上のお子さんで、幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上のお子さんで、保育を必要とする場合	認可保育所・認定こども園・認証保育所等(※)
3号認定	満3歳未満のお子さんで、保育を必要とする場合	認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所等(※)

※ 認証保育所及び企業主導型保育事業（地域枠）は、新制度の対象施設ではありませんが、確保提供量に組み込んでいます。

●1号認定（満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合）

【市全域】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,423	1,432	1,443	1,455	1,461
②確保提供量	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570
教育・保育施設	465	465	465	465	465
確認を受けない幼稚園	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105
②-①	147	138	127	115	109

※ 確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園のことです。

<現状と今後の予定>

平成31年度現在は、私立幼稚園5園、認定こども園3園があり、今後も継続して実施します。

現状及び今後の見込みは、確保提供量が量の見込みを上回っています。

●2号認定（満3歳以上で、保育を必要とする場合）

【市全域】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,271	1,289	1,308	1,328	1,343
②確保提供量	1,507	1,547	1,547	1,547	1,547
教育・保育施設	1,468	1,508	1,508	1,508	1,508
認証保育所・企業主導型保育事業	39	39	39	39	39
②-①	236	258	239	219	204

【第1地区（矢野口、東長沼、大丸、百村、押立）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	781	800	814	830	851
②確保提供量	912	912	912	912	912
教育・保育施設	880	880	880	880	880
認証保育所・企業主導型保育事業	32	32	32	32	32
②-①	131	112	98	82	61

＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在は、認可保育所9園、認定こども園3園、認証保育所4園、企業主導型保育事業1園により保育事業を実施しています。

今後の確保方策として、令和2年4月から、認可保育所新設1園（にじいろ保育園矢野口）、第四保育園の民営化1園（いなぎのぞみ保育園）を予定しています。

そのほか弾力化による定員増、認証保育所の認可化が考えられます。

【第2地区（向陽台、長峰、若葉台）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	283	274	265	257	245
②確保提供量	398	398	398	398	398
教育・保育施設	391	391	391	391	391
認証保育所・企業主導型保育事業	7	7	7	7	7
②-①	115	124	133	141	153

＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在は、認可保育所5園、認証保育所1園、企業主導型保育事業1園により保育事業を実施しており、今後も継続して実施します。

【第3地区（坂浜、平尾）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	207	215	229	241	247
②確保提供量	197	237	237	237	237
教育・保育施設	197	237	237	237	237
認証保育所・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
②-①	▲10	22	8	▲4	▲10

<現状と今後の予定>

平成31年度現在は、認可保育所3園により保育事業を実施しています。

今後の確保方策として、令和3年4月からの民営化（第三保育園）、弾力化による定員増が考えられます。

●3号認定（0歳児）（満3歳未満で、保育を必要とする場合）

【市全域】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	239	242	245	243	245
②確保提供量	242	248	248	248	248
教育・保育施設	214	220	220	220	220
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	28	28	28	28	28
②-①	3	6	3	5	3

【第1地区（矢野口、東長沼、大丸、百村、押立）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	164	170	171	172	175
②確保提供量	154	154	154	154	154
教育・保育施設	134	134	134	134	134
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	20	20	20	20	20
②-①	▲10	▲16	▲17	▲18	▲21

<現状と今後の予定>

平成31年度現在は、認可保育所9園、認定こども園3園、認証保育所4園、家庭的保育事業3人、企業主導型保育事業1園により保育事業を実施しています。

今後の確保方策として、令和2年4月から、認可保育所新設1園（にじいろ保育園矢野口）、第四保育園の民営化1園（いなぎのぞみ保育園）を予定しています。

そのほか弾力化による定員増、認証保育所の認可化が考えられます。

【第2地区（向陽台、長峰、若葉台）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	36	34	33	33	32
②確保提供量	62	62	62	62	62
教育・保育施設	54	54	54	54	54
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	8	8	8	8	8
②-①	26	28	29	29	30

<現状と今後の予定>

平成31年度現在は、認可保育所5園、認証保育所1園、家庭的保育事業2人、企業主導型保育事業1園により保育事業を実施しており、今後は待機児童数の推移及び事業者の年齢要件から家庭的保育事業を1人減としています。

【第3地区（坂浜、平尾）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	39	38	41	38	38
②確保提供量	26	32	32	32	32
教育・保育施設	26	32	32	32	32
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
②-①	▲13	▲6	▲9	▲6	▲6

<現状と今後の予定>

平成31年度現在は、認可保育所3園により保育事業を実施しています。

今後の確保方策として、令和3年4月からの民営化（第三保育園）、弾力化による定員増が考えられます。

第3部 各 論

●3号認定（1・2歳児）（満3歳未満で、保育を必要とする場合）

【市全域】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	972	1,017	1,051	1,064	1,077
②確保提供量	955	975	970	970	970
教育・保育施設	827	847	847	847	847
地域型保育事業	23	23	18	18	18
認証保育所・企業主導型保育事業	105	105	105	105	105
②-①	▲17	▲42	▲81	▲94	▲107

【第1地区（矢野口、東長沼、大丸、百村、押立）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	644	676	700	716	734
②確保提供量	581	581	581	581	581
教育・保育施設	488	488	488	488	488
地域型保育事業	15	15	15	15	15
認証保育所・企業主導型保育事業	78	78	78	78	78
②-①	▲63	▲95	▲119	▲135	▲153

<現状と今後の予定>

平成31年度現在は、認可保育所9園、認定こども園3園、認証保育所4園、家庭的保育事業3人、企業主導型保育事業1園により保育事業を実施しています。

今後の確保方策として、令和2年4月から、認可保育所新設1園（にじいろ保育園矢野口）、第四保育園の民営化1園（いなぎのぞみ保育園）を予定しています。

そのほか弾力化による定員増、認証保育所の認可化が考えられます。

【第2地区（向陽台、長峰、若葉台）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	166	168	167	163	161
②確保提供量	256	256	251	251	251
教育・保育施設	221	221	221	221	221
地域型保育事業	8	8	3	3	3
認証保育所・企業主導型保育事業	27	27	27	27	27
②-①	90	88	84	88	90

＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在は、認可保育所5園、認証保育所1園、家庭的保育事業2人、企業主導型保育事業1園により保育事業を実施しており、今後は待機児童数の推移及び事業者の年齢要件から家庭的保育事業を1人減としています。

【第3地区（坂浜、平尾）】

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	162	173	184	185	182
②確保提供量	118	138	138	138	138
教育・保育施設	118	138	138	138	138
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
②-①	▲44	▲35	▲46	▲47	▲44

＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在は、認可保育所3園により保育事業を実施しています。

今後の確保方策として、令和3年4月からの民営化（第三保育園）、弾力化による定員増が考えられます。

(2) 保育サービスの充実

①延長保育事業

本市では、認可保育所の標準保育時間は7時から 18 時までとなっていますが、就労状況の多様化などから、延長保育のニーズは高まっています。

現在、全園で満1歳以上の乳幼児を対象に最低 1 時間の延長保育を実施しており、今後も事業を継続していきます。

②病児保育事業

本市では、病後児保育室コロボックルと病児・病後児保育室ばんびの2施設で実施しています。

ニーズ調査では、就学前児童の保護者・妊娠中の方の約39%、小学校児童の保護者の約17%が、できれば病児・病後児保育施設などを利用したいと回答しており、今後も事業を継続していきます。

③休日保育事業・年末保育事業

保護者が休日に就労等の理由により、保育の必要な子どもを家庭で保育できない場合に、認可保育所 1 園で日曜・祝日の預かりを実施しています。

ニーズ調査においては、日曜・祝日の休日保育の希望は約15%の人が利用してみたいとしており、ニーズに合った休日保育の充実に努めます。

また、年末に就労等で保育ができない家庭に対しては、引き続き年末保育サービスを推進します。

④障害児保育事業・認定こども園の特別支援教育

障害児保育（特別支援教育）は、心身に障害を持つ子どもや特別な支援が必要な子どもの保護者が、就労又は疾病等の理由により保育ができない場合又は教育を受けさせたい場合に、当該児童の教育・保育を実施するものであり、市内認可保育所・認定こども園全園で障害等の程度が中・軽度で集団保育が可能な子どもについて受け入れています。

集団保育のなかで子どもの成長を把握することにより、障害等の早期発見や予防に努め、卒園後も障害児等に対する継続した支援ができるよう関係機関との連携を図ります。

⑤教育・保育施設の指導監査

子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、市が定めた基準に従い適正で良質な教育・保育が提供されるよう、指導監査を行います。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	延長保育事業 (子育て支援課)	認可保育所で11時間開所（7時～18時）後において、保護者の勤務時間等を考慮し、延長保育を実施します。	・認可保育所全園（17園）で1時間延長保育を実施 ・うち私立保育所（4園）で2時間延長を実施	事業の継続
2	病児保育事業 (子育て支援課)	病気中や病気の回復期にある子どもが、保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に、病児・病後児保育室で保育を実施します。	・市内に病後児保育室を委託により1か所で実施 ・市内に病児・病後児保育室を委託により1か所で実施し、稲城市立病院小児科医師による巡回を実施	事業の継続
3	年末保育事業 (子育て支援課)	年末に保護者の就労等の理由により、家庭で保育ができない場合に、市内の認可保育所で年末保育を実施します。	認可保育所1園で実施	事業の継続
4	休日保育事業 (子育て支援課)	保護者が休日に就労等の理由により、家庭で保育できない場合に、休日保育を実施します。	認可保育所1園で休日保育を実施	事業の継続
5	障害児保育事業 (子育て支援課)	障害の程度がおおむね中・軽度で集団保育が可能な子どもについて、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合に、障害児保育を実施します。 認証保育所・幼稚園の特別支援教育の補助を実施します。	・認可保育所全園（17園）で実施 ・認証保育所全園（5園）で実施 ・幼稚園全園（5園）で実施	事業の継続
6	認定こども園の特別支援教育 (子育て支援課)	認定こども園での特別支援教育の補助を実施します。	認定こども園全園（3園）で実施	事業の継続
7	教育・保育施設の指導監査 (子育て支援課)	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき教育・保育施設の指導監査を実施します。	・認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業 ・認証保育所、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業、その他認可外保育事業	事業の継続

【整備目標】

■ 延長保育事業（3区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区域	項目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	504	692	696	695	689	686
	②確保提供量		692	696	695	689	686
	②-①		0	0	0	0	0
第1地区	①量の見込み		467	474	475	475	478
	②確保提供量		467	474	475	475	478
	②-①		0	0	0	0	0
第2地区	①量の見込み		141	136	130	124	119
	②確保提供量		141	136	130	124	119
	②-①		0	0	0	0	0
第3地区	①量の見込み		84	86	90	90	89
	②確保提供量		84	86	90	90	89
	②-①		0	0	0	0	0

＜現状と今後の予定＞

現在は、認可保育所、幼保連携型認定こども園全園で実施しており、今後も継続して実施します。

また、各認可保育所では、定員がなく、在園者が希望すれば対応が可能であるため、確保提供量は量の見込みと同数としています。

■ 病児・病後児保育事業（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

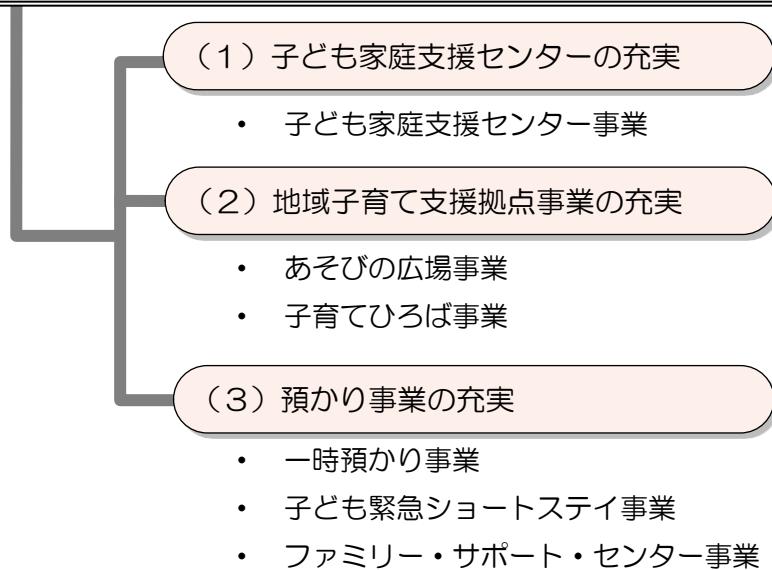
単位：延べ利用者数／年

区域	項目	平成30年 度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	363	1,299	1,306	1,307	1,298	1,291
	②確保提供量	1,538	1,538	1,538	1,538	1,538	1,538
	②-①		239	232	231	240	247

＜現状と今後の予定＞

現在、市内2か所で実施しています。季節的な病気の流行等により受け入れができないこともありますですが、今後も継続して実施します。

2 地域の子育て支援の充実



(1) 子ども家庭支援センターの充実

子ども家庭支援センターは、全ての子育て家庭のための親子の交流の場であるとともに、子どもと家庭に関する総合相談や支援、情報提供、子育てグループへの支援など子育て支援の総合的な窓口としての機能を担っています。

平成27年4月より、東長沼地区に子ども家庭支援センター本郷分室を開設し、利用者の利便性の向上に努めています。

ニーズ調査においては、第一次子ども・子育て支援事業計画策定時の調査と比較すると、子ども家庭支援センターの周知度は、就学前児童の保護者・妊娠中の方では約7割、小学校児童の保護者では約6割と同率で推移しています。また、「利用したことがある」となると就学前児童の保護者・妊娠中の方では43.9%から39.0%に減少、小学校児童の保護者では24.1%から25.8%に増加しています。今後、子育て家庭の拠点施設としてさらなる利用の向上に努めます。

また、児童虐待や養育困難家庭への対応は、迅速に情報を関係機関につなぐとともに、的確な対応が求められます。本市では子ども家庭支援センターに情報が一元的に集中し総合窓口となるよう、虐待防止ケースマネジメント（要支援家庭サポート事業）に力を入れてきています。今後、関係機関との連携をさらに強め、子ども家庭支援センター機能の充実に向けた取り組みを行います。

第3部 各 論

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の 取り組み
1	子ども家庭支援セ ンター事業 (子育て支援課)	各関係機関と連携を図りな がら、総合相談やサービス 提供及び調整等を行い、地 域の子どもと家庭に関する 支援ネットワークを構築し、18歳未満の子どもと子 育て家庭を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと家庭の総合相談 ・育児支援ヘルパー派遣 ・子ども緊急ショートステ イ事業 ・ペアレントトレーニング 講座（親の子育て力向上支 援講座）等 	事業の継続

（2）地域子育て支援拠点事業の充実

地域子育て支援拠点事業は、親子がつどい、交流する場として大きな役割を果たし
ています。拠点施設である子ども家庭支援センター（向陽台）における「あそびの広場
事業」とともに、地域においては私立保育所の専用スペースにて「子育てひろば事業」
により、相談や交流事業を推進しています。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の 取り組み
1	あそびの広場事業 (子育て支援課)	子育て親子間の交流の場の 提供と交流の促進。子育て などに関する相談、援助の 実施をします。地域の子育て 関連情報の提供、子育て 及び子育て支援に関する講 習等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・あそびの広場を子ども家 庭支援センター（向陽台） で実施 ・出張あそびの広場を児童 館など7施設で実施（本郷、 第二、第三、第四、城山児 童館、iプラザ及び大丸地区 会館） 	自宅で子育てをする親子 の支援、相談、援助の場と して事業の拡大を図る。
2	子育てひろば事業 (子育て支援課)	保育所を利用し、地域の子 育て家庭に対する総合的な 子育て支援施策を推進する ことにより、子育て家庭の 育児を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・私立保育所7園で実施 (松葉、若葉台バオバブ、 もみの木保育園若葉台、中 島ゆうし、ひらお、城山保 育園南山、本郷ゆうし保育 園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続 ・新園の設置と併せて事 業の拡大を図る。

【整備目標】

■ 子育てひろば事業＜地域子育て支援拠点事業＞（3区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

区域	項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所
	②確保提供量		15か所	15か所	15か所	15か所	15か所
	②-①		0	0	0	0	0
第1地区	①量の見込み		8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	②確保提供量		8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	②-①		0	0	0	0	0
第2地区	①量の見込み		5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	②確保提供量		5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	②-①		0	0	0	0	0
第3地区	①量の見込み		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②確保提供量		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②-①		0	0	0	0	0

＜現状と今後の予定＞

現在、子ども家庭支援センター（向陽台）にて、あそびの広場事業及び児童館等で出張あそびの広場事業を実施し、また、認可保育所では、子育てひろば事業を実施しています。

第1地区で認可保育所4か所、児童館等5か所、第2地区で認可保育所2か所、児童館等2か所、第3地区で認可保育所1か所、児童館1か所で実施しており、今後も継続して実施します。

（3）預かり事業の充実

①一時預かり事業

病気や冠婚葬祭、就労等の理由で一時的に保育できなくなった場合や、育児疲れの解消等を図るために一時預かり事業を行っています。

一時預かり事業は、私立認可保育所で実施しています。就学前児童の保護者・妊娠中の方向のニーズ調査によると、一時預かりの利用希望は約5割となっており、期待の高まりがみられます。また、ニーズ調査で利用目的では、冠婚葬祭、学校行事、家族の通院とあわせて、リフレッシュ目的とする保護者が多いものの、現状では就労目的等の事前予約が多く、リフレッシュ目的の利用ができない状況にあります。そのため、気軽に一時預かりを利用できるよう実施施設を施設整備と併せて拡充します。

また、幼稚園における、在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育、幼稚園型一時預かり事業）を今後も継続して実施します。

②子ども緊急ショートステイ事業

保護者が出産や病気などで一時的に家庭での養育が困難な時に、市が委託する施設で宿泊を伴いながら子どもを短期的に養育する事業です。

様々な事情により家庭での養育が困難な事例があることから、ショートステイ事業を実施しています。

③ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、相互に援助活動を行うものです。本市では、稻城市社会福祉協議会に委託し、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み
1	一時預かり事業 (子育て支援課)	保護者が就労・通院等で一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所にて保育サービスを実施します。また、幼稚園・認定こども園において主に在園児を対象とした預かり事業（預かり保育、幼稚園型一時預かり事業）を実施します。	・集団保育が可能な1歳から就学前の子どもを対象に市内認可保育所9園で実施 ・市内幼稚園・認定こども園で預かり保育を実施（全8園）	・令和2年度から認可保育所2園増 ・令和3年度から認可保育所1園増
2	子ども緊急ショートステイ事業 (子育て支援課)	1歳6か月から小学校6年生までの子どもを対象に保護者が出産や病気などで一時的に家庭で養育が困難な時に、市が委託する施設等において宿泊を伴いながら最大6泊7日までの期間で子どもを養育します。	平成30年度利用実績：実人員24人（延べ34泊）	事業の継続
3	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て支援課)	子育ての援助を受けたい方（利用会員）と、子育ての援助を行いたい方（活動会員）が会員となり、子育てを支援する助け合いの活動です。	稻城市社会福祉協議会に委託し、保育所・幼稚園・学童クラブ等へ子どもの送迎、登園前・登園後の預かり等を実施	事業の継続

【整備目標】

■ 一時預かり事業

＜幼稚園在園児対象の預かり保育及び幼稚園型一時預かり事業＞（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区域	項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	27,089	27,241	27,369	27,551	27,737	27,786
	②確保提供量		27,241	27,369	27,551	27,737	27,786
	②-①		0	0	0	0	0

＜現状と今後の予定＞

現在、市内私立幼稚園及び認定こども園全園において、預かり保育を実施しています。確保提供量としても十分満たしているため今後も継続して実施します。

■ 一時預かり事業＜保育所等における一時預かり事業＞（3区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区域	項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	9,315	7,557	7,600	7,617	7,499	7,425
	②確保提供量	15,380	17,770	20,160	20,160	20,160	20,160
	②-①		10,213	12,560	12,543	12,661	12,735
第1地区	①量の見込み		4,812	4,884	4,888	4,873	4,891
	②確保提供量		11,950	11,950	11,950	11,950	11,950
	②-①		7,138	7,066	7,062	7,077	7,059
第2地区	①量の見込み		1,163	1,117	1,073	1,020	980
	②確保提供量		4,780	4,780	4,780	4,780	4,780
	②-①		3,617	3,663	3,707	3,760	3,800
第3地区	①量の見込み		1,582	1,599	1,656	1,606	1,554
	②確保提供量		1,040	3,430	3,430	3,430	3,430
	②-①		▲542	1,831	1,774	1,824	1,876

＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在、第一地区6園、第二地区2園、第三地区1園で実施しています。

令和3年度に第三地区1園（第三保育園民営化）を見込んでいます。

■ 子ども緊急ショートステイ事業＜子育て短期支援事業＞（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区域	項目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	60	147	147	147	147	147
	②確保提供量		147	147	147	147	147
	②-①		0	0	0	0	0

＜現状と今後の予定＞

現在は、1歳6か月から小学校6年生までの児童を対象に、1か所の施設で実施しています。

令和2年度から、従来のサービスに加えて、「養育協力家庭」を取り入れる予定です。

■ ファミリー・サポート・センター事業＜子育て援助活動支援事業＞（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区域	項目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	1,714	1,714	1,714	1,714	1,714	1,714
	②確保提供量		2,028	2,028	2,028	2,028	2,028
	②-①		314	314	314	314	314

＜現状と今後の予定＞

現在、社会福祉協議会に委託して実施しており、今後も活動会員数を維持します。

3 子育てに関する相談体制の充実と情報提供

子育て相談体制の充実・子育て情報の提供

- ・ 保育所の育児相談事業
- ・ 子育てサポーター事業
- ・ 子どもと家庭の総合相談
- ・ 母子健康相談
- ・ 発達支援センター事業
- ・ 子育て支援課による子育て支援に関する情報提供
- ・ 子ども家庭支援センターによる情報提供
- ・ 健康課による乳幼児の子育て等に関する情報提供
- ・ 利用者支援事業（基本型）
- ・ 利用者支援事業（母子保健型）
- ・ 教育相談事業
- ・ スクールカウンセラー等活用事業
- ・ 障害者相談支援事業

ニーズ調査では、子育てに関する悩みや不安の相談相手は、配偶者・パートナー、親族（親・きょうだいなど）、隣近所の人、地域の知人・友人といった自分の身の回りの人が大半を占めています。

本市では、各保育所や幼稚園による子育て相談、子ども家庭支援センターによる子どもと家庭の総合相談、保健センターの母子健康相談、さらには民生委員・児童委員などがそれぞれ相談活動を行っています。特に保育所の相談事業は、保育士、看護師、栄養士等による専門的な職員がいる地域に身近な相談施設として、利用しやすい環境整備やPRに努めています。

子ども家庭支援センターは、子育て家庭を支援する総合窓口としての役割を果たしています。平成27年4月から、東長沼地区に本郷分室が開設し、相談体制の充実を図っています。

子育てに関する情報提供については、子育て支援課では、認定こども園、保育所、幼稚園等の情報を集約し「いなぎ子育てブック」や「保育所等利用のしおり」を作成し、広報紙などとあわせ、サービス利用者への周知に努めています。

また、保健センターでは利用者支援事業（母子保健型）を令和2年度から実施し、既に開始している子ども家庭支援センターの利用者支援事業（基本型）と併せて、必要な情報提供や支援に努めます。利用者支援事業（母子保健型）と利用者支援事業（基本型）を連携させることで、子育て世代包括支援センターとしての機能を持たせ、母子保健と子育て支援の両面から、妊娠婦・乳幼児等に対して切れ目のない支援を推進していきます。

また、子育てサポーター（地域の子育ての先輩やボランティア）による定期的な居場所の提供や相談活動を行うことで、子どもと親の「社会的つながり」づくりを地域で促していきます。

子どもの教育についての様々な問題や悩みについては、教育相談室では、保護者とのカウンセリングによる相談窓口を隨時受け付けて、教育、心理専門家等による教育相談を行っていきます。また、各学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整えています。

障害者相談支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）に基づき障害児（者）の相談支援の拠点として、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）などを市内2か所で実施します。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	保育所の育児相談 事業 (子育て支援課)	地域の未就学児と保護者等を対象に、保育所で保育士、看護師、栄養士等による専門的な子育てについての相談事業を実施します。	認可保育所で実施（私立保育所は子育てひろば実施施設で実施）	事業の継続
2	子育てサポーター 事業 (子育て支援課)	子育てサポーター養成講座を修了した方々が、児童館等で地域の親子と遊び、育児の相談や話し相手として活動を行います。また、養成講座修了者に対して、質の継続をします。主管課は活動のサポートを行います。	市内6か所の児童館等で「子育てサポーターの日」としてサポーター活動を展開し、各児童館等で月1回をめどに実施	事業の継続
3	子どもと家庭の総合相談 (子育て支援課)	18歳未満の子どもを育てる家庭が抱える課題に関して、専門相談員による総合的な相談を実施します。	子ども家庭支援センターで実施 ・来所相談 ・電話相談 ・メール相談 ・あそびの広場での相談 ・出張あそびの広場での相談 ・認可保育所への巡回相談	事業の継続
4	母子健康相談 (健康課)	妊娠婦・乳幼児を対象に生活習慣や子育て等に関する悩みの相談に応じ、不安の軽減を図ります。	母乳相談、保健相談、栄養相談及び計測を月1回実施	事業の継続

第1章 地域の子育て支援

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
5	発達支援センター事業 (障害福祉課)	乳幼児期から就学期を経て、就労等といった地域での生活のライフステージに対応する、切れ目のない支援の充実を目指します。	一般相談、医師による専門相談、保育所・幼稚園・学校等への機関支援を関係機関と連携して実施 就学前々年児を対象に、就学前発達相談を来所・電話・FAX・メールで実施	事業の継続
6	子育て支援課による子育て支援に関する情報提供 (子育て支援課)	広報やホームページ、パンフレット等により、保育所等利用のしおり、入所状況、児童手当、乳幼児医療費助成制度等の情報を提供します。	・毎月ホームページに保育所等の入所状況を掲載 ・随時子育て支援に関する情報を広報、ホームページ等にて提供	事業の継続
7	子ども家庭支援センターによる情報提供 (子育て支援課)	広報やホームページ、おたより等により子育て親子に関わる情報や、地域のイベント等について情報提供を行います。	・広報いなぎへの掲載 ・あそびの広場だよりの発行 ・子育てボランティア育成により、市内の子育て資源のネットワーク作りを推進 ・子ども家庭支援センター案内パンフレット、いなぎ子育てブック及び関係機関各種パンフレットの配布 ・子ども家庭支援センターホームページを毎月更新	事業の継続
8	健康課による乳幼児の子育てに関する情報提供 (健康課)	妊娠届出、乳幼児健診、広報、市ホームページ、母子手帳アプリ等で乳幼児の子育て等に関する情報提供を行います。	妊娠届出、乳幼児健診、広報、市ホームページ等で子育てに関する様々な情報提供を実施	事業の継続
9	利用者支援事業(基本型) (子育て支援課)	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	研修を受講し、子育て支援パートナーとして子ども家庭支援センターあそびの広場や出張あそびの広場で事業を実施	事業の継続

第3部 各 論

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
10	利用者支援事業(母子保健型) (健康課)	妊娠期から乳幼児期にわたる様々な相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	妊娠届出時又は妊娠届出時のアンケートにより保健師が相談等を実施	令和2年度から実施

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
⑪教育相談事業 (指導課)	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、来室相談、電話相談に隨時応じるとともに、学校との連携、他機関との連携等を図ります。 また、発達障害等を対象とする特別支援教育に関する相談活動も実施します。 ふれんど平尾を拠点とした、市内2か所での相談を行います。
⑫スクールカウンセラーワーク等活用事業 (指導課)	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、小・中学校全校へスクールカウンセラーを週1回配置し、児童・生徒、教員及び保護者の相談に対応します。
⑬障害者相談支援事業 (障害福祉課)	第5期稲城市障害福祉計画及び第1期稲城市障害児福祉計画に基づき、障害児(者)の相談支援の拠点として、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）などを市内2か所で実施します。

4 子育てボランティア等への支援

(1) 子育て支援員の育成

- ・ 子育て支援員の研修事業

(2) 子育てボランティアの育成と連携

- ・ 子育てサポーター養成講座

(1) 子育て支援員の育成

国において、学童クラブ補助員、家庭的保育事業者、ファミリー・サポート・センター提供会員等の子育て支援の担い手となる人材の確保を目指して、全国共通の研修制度が創設されました。

稲城市では、東京都において実施している本研修の募集要領の配布等について協力を行っています。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	子育て支援員の 研修事業 (子育て支援課)	地域において子育て支援分野の各事業に 従事することを希望する方に対し、研修制度を活用し子育て支援員の養成を図ります。	東京都子育て支援員研修のホームページへの 掲載、募集要項の配布を実施	事業の継続

(2) 子育てボランティアの育成と連携

育児に不安や悩みを持っている保護者の相談に耳を傾けたり、育児中の息抜きの場となるような気軽に参加できる居場所の提供を行う子育てサポーターの育成を行っていきます。子育てサポーター養成講座を修了した人は、子育てサポーターとして登録し、子育てサポーターとして活動していきます。

今後さらに活動を充実していくため、子育てサポーターが自主的に活動できるよう活動支援に取り組んでいきます。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	子育てサポーター 養成 (子育て支援課)	子育てに関する知識や情報を身に付け、子育て支援ができる人材を養成します。	養成講座及びスキルアップ講座を年9回程度 実施	事業の継続

5 子どもの健全育成

(1) 学童クラブ・放課後子ども教室

- 学童クラブ運営事業
- 放課後子ども教室

(2) 子どもたちの居場所づくり

- 児童館事業
- 「中・高校生タイム」
- 中・高校生の居場所

(1) 学童クラブ・放課後子ども教室

学童クラブは、保護者が就労等により扈間家庭にいない小学校児童を対象に、子どもたちが遊び等を通じて健やかに成長するための、放課後における児童の健全育成事業です。新・放課後子ども総合プランに基づき、事業を実施するとともに、放課後子ども教室との連携を強化し、児童の安全・安心な居場所の確保に努めています。

また、開所時間の延長等、多様な利用者ニーズに対応するため、平成30年度までに市内15か所の学童クラブのうち7つの学童クラブで民営化を進めてきました。今後も民営化を進めながら、学童クラブの充実を目指していきます。

放課後子ども教室は、実施校に通う小学生を対象に、小学校の余裕教室などを活用して子どものたちに安心・安全な居場所を提供するもので、平成27年度から全小学校で実施しています。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	学童クラブ運営事業 (児童青少年課)	保護者が就労等により屋間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	1小学校あたり1学童クラブ15か所で実施 (公設公営8施設、公設民営4施設、民設民営3施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度より順次民営化に取り組む。 ・特別な配慮を必要とする児童を受け入れるため、必要に応じて職員を配置する。 ・育成支援の質の確保のため、職員の放課後児童支援員の資格取得を推進する。 ・利用者等へ育成内容の周知に努める。
2	放課後子ども教室 (生涯学習課)	各小学校に通学する児童を対象に、放課後の安心・安全な居場所を提供することを目的として、子どもの遊びや軽スポーツ活動等を行います。	市内12小学校に通う児童を対象に実施	事業の継続

(2) 子どもたちの居場所づくり

子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として、市内には5か所の児童館と1プラザの児童青少年エリアが設置されています。児童館等では、18歳未満の子どもを対象に、児童の健全育成と情操を豊かにする事業を推進するため、創作事業をはじめ各種事業を実施していきます。

また、利用者ニーズに対応するため、児童館の民営化を検討するとともに、中・高校生の居場所づくりを実施している団体への支援や中・高校生タイムの実施など、居場所の充実を図っていきます。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	児童館事業 (児童青少年課)	子どもに自由な遊び場を提供し、心身の健全育成・情操を豊かにすることを目的とした事業を行います。	市内5児童館で実施 ・公設公営 3館 ・公設民営 1館 ・民設民営 1館	民営化の検討
2	「中・高校生タイム」 (児童青少年課)	中・高校生のために児童館を開放し、中・高校生の居場所として実施します。	第三児童館、第四児童館、城山児童館、本郷児童館で実施	事業の継続
3	中・高校生の居場所 (児童青少年課)	中・高校生が気軽に訪問できる居場所事業を実施している団体の活動支援します。	城山文化センター等を活用し事業を実施している団体の活動支援を実施	事業の継続

【整備目標】

■ 学童クラブ＜放課後児童健全育成事業＞（3区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：利用者数／人

区域	項目	平成31年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み (高学年)	854	841 (38)	844 (38)	854 (38)	858 (38)	876 (40)
	②確保提供量	2,697	2,697	2,697	2,697	2,697	2,697
	学童クラブ	825	825	825	825	825	825
	放課後子ども教室	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872
	②-①		1,856	1,853	1,843	1,839	1,821
第1地区	①量の見込み		492 (23)	505 (24)	520 (24)	528 (25)	549 (26)
	②確保提供量		1,351	1,351	1,351	1,351	1,351
	学童クラブ		415	415	415	415	415
	放課後子ども教室		936	936	936	936	936
	②-①		859	846	831	823	802
第2地区	①量の見込み		240 (11)	225 (10)	210 (10)	196 (9)	184 (9)
	②確保提供量		949	949	949	949	949
	学童クラブ		300	300	300	300	300
	放課後子ども教室		649	649	649	649	649
	②-①		709	724	739	753	765
第3地区	①量の見込み		109 (4)	114 (4)	124 (4)	134 (4)	143 (5)
	②確保提供量		397	397	397	397	397
	学童クラブ		110	110	110	110	110
	放課後子ども教室		287	287	287	287	287
	②-①		288	283	273	263	254

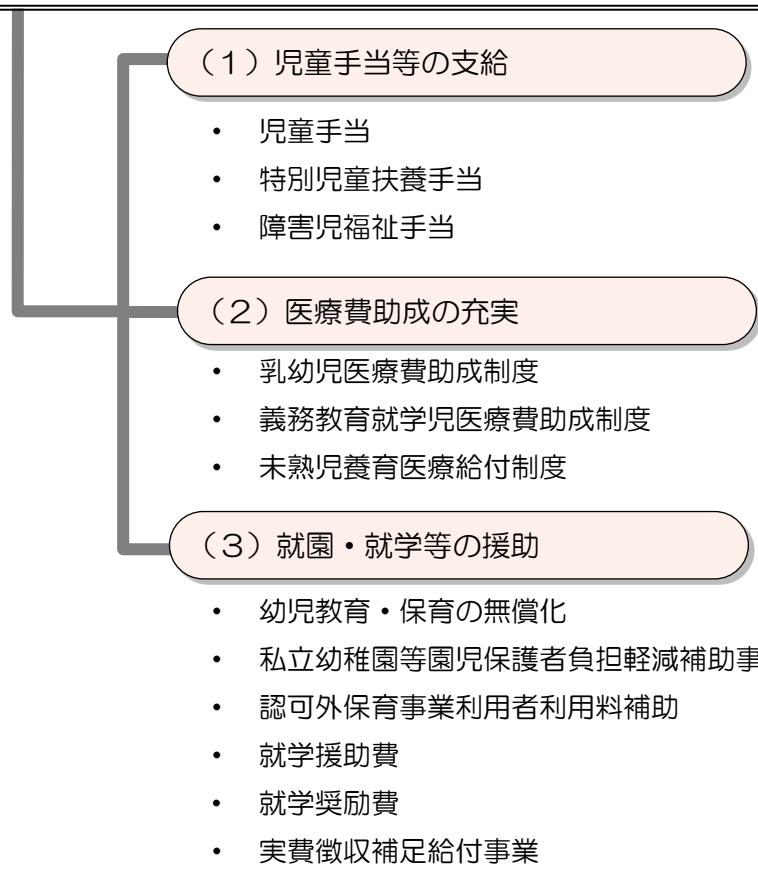
※（ ）は上記数のうち高学年の人数です。

※ 学童クラブの他に、放課後の居場所を提供する事業として、放課後子ども教室を実施しているため、確保提供量として平成31年4月時点の放課後子ども教室の実績を掲載しています。

＜現状と今後の予定＞

平成31年度現在学童クラブは第一地区9か所、第二地区4か所、第三地区2か所で実施しています。全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう放課後子ども教室と連携し、提供量を確保します

6 経済的支援の充実



(1) 児童手当等の支給

子育てに対する経済的な負担を軽減し、子どもの健全育成を図るため、子どもと家庭の状況に応じて児童手当等の手当の支給及び制度の普及・啓発に努めます。

ニーズ調査では、就学前児童の保護者・妊娠中の方及び小学校児童の保護者とも「経済的負担の軽減」に対する要望は高いものがあります。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	児童手当 (子育て支援課)	児童手当法に基づき手当を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	中学校3年生以下の児童を養育する者に法令に定める額の手当を支給	事業の継続
2	特別児童扶養手当 (子育て支援課)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給し、障害児のいる家庭の経済的負担の軽減を図ります。	精神及び身体に一定の障害を有する20歳未満児童を養育する者に、法令に定める額の手当を支給	事業の継続
3	障害児福祉手当 (障害福祉課)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給し、障害児のいる家庭の経済的負担の軽減を図ります。	重度の障害があるため日常生活において常時介護が必要な20歳未満の者に、法令に定める額の手当を支給	事業の継続

(2) 医療費助成の充実

子どもと家庭の状況に応じて、乳幼児及び義務教育就学児に係る医療費の助成を行っていきます。

今後も引き続き、東京都の制度に基づき医療費助成を行い、経済的支援の充実を図っていきます。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	乳幼児医療費助成制度 (子育て支援課)	稻城市乳幼児の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	小学校就学前の乳幼児の健康保険が適用される医療費のうち、自己負担分を助成	事業の継続
2	義務教育就学児医療費助成制度 (子育て支援課)	稻城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	小学校1年生から中学3年生までの児童の健康保険が適用される医療費のうち、通院1回につき200円の自己負担を除き、自己負担分を助成	事業の継続
3	未熟児養育医療給付制度 (子育て支援課)	母子保健法に基づき未熟児の医療費及び食事代を助成します。	医師が入院養育を必要と認めた未熟児にかかる医療費及び食事代の助成を実施	事業の継続

(3) 就園・就学等の援助

就学前児童の保護者・妊娠中の方に対するニーズ調査では、市に望む子育て支援策として、「保育所や幼稚園、学校にかかる費用負担の軽減」が最も多くなっています。

こうしたニーズを踏まえ、保育所や幼稚園、児童発達支援等を利用する保護者の経済的負担の軽減を国の幼児教育・保育、就学前障害児の児童発達支援等の無償化制度に沿って実施します。また、国公立の小中学校に在籍する児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、第三次稻城市教育振興基本計画、稻城市保健福祉総合計画(第三次)等に基づき、世帯の収入に応じて就学援助費、就学奨励費を交付します。

第3部 各 論

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	幼児教育・保育の 無償化 (子育て支援課) (障害福祉課)	幼児教育・保育に係る保護者の負担を軽減するため、国の制度に沿って、幼児教育・保育の無償化を実施します。	・3~5歳児及び0~2歳児非課税世帯の認可保育所、認定こども園、新制度幼稚園、家庭的保育事業等の保育料無償化並びに現行制度幼稚園、認可外保育施設利用者への子育てのための施設等利用給付を実施 ・児童発達支援等について満3歳になってから初めての4月1日から3年間の利用料無償化を実施	事業の継続
2	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助事業 (子育て支援課)	私立幼稚園に通園させている保護者に対して、所得に応じて保育料の一部を補助します。	東京都の定める補助金額に加え入園準備に係る経費の補助金を上乗せして交付	事業の継続
3	認可外保育事業利用者利用料補助 (子育て支援課)	東京都認証保育所、企業主導型保育事業利用者の利用料の一部を補助します。	東京都認証保育所及び企業主導型保育事業利用者の利用料の一部に対し補助金を交付	事業の継続
4	就学援助費 (学務課)	国公立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助します。	学用品・通学用品費、学校給食費、校外学習費等を支給	事業の継続
5	就学奨励費 (学務課)	特別支援学級に在籍する児童生徒又は、通常学級に在籍し一定の障害のある児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助します。	学用品・通学用品費、学校給食費、校外学習費、通学費等を支給	事業の継続
6	実費徴収補足給付事業 (子育て支援課)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	制度の対象とする費用について必要性を含め検討中	必要性を含め検討

第2章 親と子の健康の維持と増進

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援の充実

(1) 妊娠期からの支援の実施

- ・ 母親学級・両親学級
- ・ 妊婦訪問指導
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 妊婦歯科健康診査
- ・ 育児支援ヘルパー事業
- ・ 利用者支援事業（母子保健型）（再掲）

(2) 乳幼児の健康診査等の実施

- ・ 新生児訪問指導
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 乳幼児健康診査
- ・ 乳幼児経過観察・発達健康診査
- ・ 歯科健診事業
- ・ 予防接種事業

(3) 健康相談・学習の実施

- ・ 母子健康相談（再掲）
- ・ 育児学級事業
- ・ 子育て力向上支援事業
- ・ ベビーマッサージ教室

(1) 妊娠期からの支援の実施

働きながら妊娠期を過ごす女性が多くなり、健康に配慮した生活スタイルを送ることが重要です。健やかな赤ちゃんの誕生に向けて、心身ともに安定した状態で出産に臨めるよう、妊娠期から継続した支援を実施していきます。

保健センターでは、母子健康手帳交付時に妊娠・出産・育児に関する情報提供を行うとともに、出産と育児に関する知識や技術の習得、仲間づくりを目的とした母親学級や、夫婦で共に支えあう大切さを伝える両親学級などを開催していきます。

また、利用者支援事業（母子保健型）を令和2年度から実施し、既に開始している子ども家庭支援センターの利用者支援事業（基本型）と併せて、必要な情報提供や支援に努めます。利用者支援事業（母子保健型）と利用者支援事業（基本型）を連携させることで、子育て世代包括支援センターとしての機能を持たせ、母子保健と子育て支援の両面から、妊娠婦・乳幼児等に対して切れ目のない支援を推進していきます。

第3部 各 論

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	母親学級・両親学級 (健康課)	妊娠、出産、育児についての知識を習得し、地域での仲間づくりを支援するとともに、妊娠中から夫婦ともに親となる心構えや、協力し合う必要性を伝えることを目的に実施します。	・母親学級：妊娠、出産、育児等についての知識や、母親たちの仲間づくりを促す。 ・両親学級：妊婦体験や沐浴体験及び先輩パパママからの講話などを実施	事業の継続
2	妊婦訪問指導 (健康課)	妊婦に対して必要な指導・助言及び相談を行います。	妊婦は若年及び高齢出産予定の希望者を対象に実施	事業の継続
3	妊婦健康診査 (健康課)	妊婦や胎児の健康を管理し、安全で安心して出産へ臨めるよう妊婦健康診査を実施します。	・都内委託医療機関で実施 ・助産院・都外医療機関で受診の場合は償還払いにより健診を実施	事業の継続
4	妊婦歯科健康診査 (健康課)	歯科疾患が増加しやすい妊婦の歯科健康診査を実施します。	保健センターで実施	事業の継続
5	育児支援ヘルパー事業 (子育て支援課)	産前産後の家事及び育児に支援が必要とされる家庭にヘルパーを派遣し、家庭での家事や育児を支援します。	広報やホームページ、パンフレット等で周知	事業の継続
6	利用者支援事業(母子保健型) (健康課) [第1章 3.10再掲]	妊娠期から乳幼児期にわたる様々な相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	妊娠届出時又は妊娠届出時のアンケートにより保健師が相談等を実施	令和2年度から実施

【整備目標】

■ 妊婦健康診査（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：受診者数／人

区域	項目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	757	744	737	731	711	705
	②確保提供量		744	737	731	711	705
	②-①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

妊婦健診を継続して実施します。

(2) 乳幼児の健康診査等の実施

新生児訪問指導事業・乳児家庭全戸訪問事業は、出産後早期の家庭での育児を支援する機会として重要な役割を果たすため引き続き実施していきます。

保健センターでは、3～4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に集団健康診査を実施しています。また、6～7か月児・9～10か月児には個別健康診査の受診を推奨しています。発育・発達の確認及び疾病や障害の早期発見、早期対応を目的として医療機関等の紹介や相談を行うとともに、児及びその家庭が抱える様々な問題についても、状況に応じた助言や相談、家庭訪問、関係機関との連携等を通して継続的な支援を行っていきます。

また、保護者からの相談が増加している乳幼児の発育・発達の問題に関しては、子ども及び保護者に、より専門性の高い相談を実施するために乳幼児経過観察・発達健康診査事業を引き続き実施していきます。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	新生児訪問指導 (健康課)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師及び訪問指導員が訪問し、母親や乳児の発育・発達の相談に応じます。	生後4か月までの全ての家庭を訪問	事業の継続
2	乳児家庭全戸訪問事業 (健康課)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師及び訪問指導員が訪問し、子育て支援に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施を支援します。	生後4か月までの全ての家庭を訪問	事業の継続
3	乳幼児健康診査 (健康課)	3～4か月児、6・9か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に各健康診査を行うことにより、児の発育・発達の確認及び疾病・異常の早期発見に努め、児の状態や育児状況に応じた適切な支援を行います。診察の結果、必要に応じて乳幼児精密健診票を交付します。	(集団健康診査) ・3～4か月児健康診査 ・1歳6か月時健康診査 ・3歳児健康診査 (個別健康診査) ・6～7か月児健康診査 ・9～10か月児健康診査 を実施	事業の継続
4	乳幼児経過観察 発達健康診査 (健康課)	乳幼児健康診査で要経過観察と判断された又は保護者から相談のあった児を対象に各児の課題に重点をおいて発育・発達等を継続的に確認し、疾病・障害の早期発見に努めます。	専門医等による健康診査を実施 ・経過観察健康診査 ・発達健康診査	事業の継続

第3部 各 論

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
5	歯科健診事業 (健康課)	「親子歯みがき教室」「1歳児歯科健康診査」「2歳児歯科健康診査」「2歳6か月児歯科健康診査」を実施し、むし歯予防だけでなく、食べ方の相談や子育て支援の場としての歯科健診・歯科相談を実施します。	親子はみがき教室、1歳児歯科健康診査、2歳児歯科健康診査、2歳6か月児歯科健康診査を実施	事業の継続
6	予防接種事業 (健康課)	予防接種法に基づき、四種混合・三種混合・二種混合・ポリオ・麻しん・風しん・麻しん・風しん混合・日本脳炎・BCG・ヒトパピローマウイルス感染症・Hib感染症・小児の肺炎球菌感染症・水痘・B型肝炎の予防接種を行います。	予防接種法に基づき、四種混合・三種混合・二種混合・ポリオ・麻しん・風しん・麻しん・風しん混合・日本脳炎・BCG・ヒトパピローマウイルス感染症・Hib感染症・小児の肺炎球菌感染症・水痘・B型肝炎の予防接種を実施	事業の継続

【整備目標】

■ 乳児家庭全戸訪問事業（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：訪問件数／件

区域	項目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	753	744	737	731	711	705
	②確保提供量		744	737	731	711	705
	②-①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

全ての乳幼児及びその保護者の実情把握ができるよう、確保提供量の維持を図っていきます。

(3) 健康相談・学習の実施

保健センターでは、妊娠中から乳幼児を対象に様々なニーズに対応した相談に応じられるよう電話相談・面接相談・家庭訪問を実施していきます。

母子健康相談では、妊娠婦及び乳幼児を対象に個々の相談内容に応じて専門職が対応し、不安の軽減を図り、適切な支援に努めています。

また、子どもの成長発達に合わせて生じる悩みを抱えながら、地域で安心して前向きに子育てできるよう、きらきら学級、子育てグループ、ふたごの会など対象者に合わせた相談の場や育児学級などを紹介し、継続した支援に努めています。

また、子ども家庭支援センターでは、子どもへの不適切な関わりを改善し、育児不安の軽減を図ることを目的とした「子育て力向上支援事業」を行っていきます。

ベビーマッサージ教室は、育児において孤立しがちな生後6か月くらいまでの赤ちゃんを育てている母親支援として親子のスキンシップによりコミュニケーションを深める事業です。母子のコミュニケーションが深められ、母親同士の仲間づくりにもつながる人気の高い講座であり、第三次稻城市生涯学習推進計画に基づき今後も継続して実施していきます。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	母子健康相談 (健康課) 〔第1章3(1) 4再掲〕	妊娠婦・乳幼児を対象に子育て等に関する悩みの相談を実施します。	母乳相談、育児相談、栄養相談及び身体計測を実施	事業の継続
2	育児学級事業 (健康課)	育児不安を抱えた保護者を支援するためのグループとして、子どもの成長・発達を促すためのグループ「きらきら学級」、育児に不安を抱きやすい方のグループ「子育てグループ」、多胎児を対象とした「ふたごの会」を実施することにより、育児不安の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・きらきら学級：年10回 ・子育てグループ：年12回 ・ふたごの会：年6回 	事業の継続
3	子育て力向上支援事業 (子育て支援課)	親同士が自分の力を出し合い、相互に学びあうグループ支援を実施することにより、子どもへの不適切な関わりの改善を促し、育児不安の軽減を図るために、ペアレントトレーニング講座を実施	ペアレントトレーニング講座を年2クール9回シリーズ開催	事業の継続

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
④ベビーマッサージ教室 (生涯学習課)	ベビーマッサージ教室については、第三次稻城市生涯学習推進計画に基づき実施します。 公民館で、生後6か月までの親子を対象に、親子のスキンシップに重点を置きオイルマッサージを取り入れたプログラムによって、乳児の健やかな心身の育成と、母親同士の交流の場を提供し、母親の子育てに対する不安を和らげます。

2 食育の推進**(1) 食育に関する啓発**

- 離乳食調理講習会
- 母親学級での食育指導
- 乳幼児健康診査での食育指導
- 保育所における食育の指導

(2) 食育学習の推進

- 学校における食育の指導
- 児童館「料理教室」

(1) 食育に関する啓発

食習慣の乱れが、子どもの心と身体の成長に悪影響を与えることが懸念されます。乳幼児期は、食生活の基盤をつくる大切な時期であり、保護者の食習慣が大きな影響を与えます。このため、保護者への食育を充実させていくことが重要となります。

保健センターでは、母親学級や乳幼児健康診査の際、一日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか、望ましい食事のとり方やおおよその量をわかりやすく示した食事バランスガイドの普及や、離乳食に関する講習会、栄養相談などを通して、食育に関する啓発を行っています。

保育所では給食等の提供を通じて、子どもや家庭への食育に関する様々な取り組みを進めています。子どもたちが野菜の栽培や調理を経験することにより、食に対する興味を深め、地場農産物を給食に取り入れるなど食育指導に努めています。

また、平成31年に「第三次稻城市食育推進計画」を策定し、今後同計画の推進により食育に関する啓発を図ります。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①離乳食調理講習会 (健康課)	第三次稻城市食育推進計画に基づき、離乳期の児を持つ親を対象に離乳の必要性を説くとともに、調理実演を通して乳児の健康保持及び増進を図り、合わせて参加者同士の友達づくりの場とすることを目的に実施します。 離乳食の手軽な作り方や月齢に応じた食形態、食べ方、卒乳に関する情報提供を行い、参加者同士の仲間づくりを促します。
②母親学級での食育指導 (健康課)	第三次稻城市食育推進計画に基づき、「妊娠婦のための食生活指針」の普及啓発を進め、妊娠中の望ましい食習慣の習得を目的に情報提供、栄養指導、相談を行います。 妊娠期・授乳期に必要な栄養や、離乳食・幼児食づくりに応用ができる食事づくりについて情報提供を行い、個別の食事診断を実施します。
③乳幼児健康診査での食育指導 (健康課)	第三次稻城市食育推進計画に基づき、生後3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査開催時に、発育段階に応じた好ましい習慣の確立及び栄養的偏りによる発育障害や健康障害を少なくし、好ましい食習慣を確立することを目的に情報提供、栄養相談等を実施します。 ・3～4か月児健康診査開催時に、離乳食の情報提供、栄養相談を実施 ・1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査開催時に、幼児食の情報提供、栄養相談を実施
④保育所における食育の指導 (子育て支援課)	第三次稻城市食育推進計画に基づき、地域の未就学児、保護者、地域の子育て世帯等を対象に、保育所で保育士、看護師、栄養士等による専門的な子育てについての相談事業を実施します。 ・食事の大切さや食品の働き等の指導 ・調理保育による食の楽しさの指導 ・保護者等への給食だより、レシピ等の配布及び試食の実施

(2) 食育学習の推進

食育に関する学習は、小・中学校では給食において食事の正しい理解と望ましい食習慣を養い、家庭科や生活科の時間において、食品の栄養的な特徴や調理の実習などをを行うことで自らが健康管理を行えるような指導に努めています。

食材の本来の姿を知らない子どもたちが増えていることから、児童館で料理教室を実施したり、米づくり体験学習など地域においても実際に農作物を育てたりするなど体験する学習機会の確保に努めています。

一方、核家族化や共働きが進み、子ども一人で食べる孤食が増加しているため、食事を楽しいと感じられる機会を多くつくり、食に対する興味や関心を高められるよう取り組みます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①学校における食育の指導 (指導課)	学校における食育の指導については第三次稲城市教育振興基本計画に基づき全校で食育の指導を実施します。
②児童館「料理教室」 (児童青少年課)	児童館「料理教室」については、第三次食育推進基本計画（国）、東京都食育推進計画、第三次稲城市食育推進計画に基づき実施します。 調理実習を通して、料理の楽しさや、食物の大切さなどに気づく機会として市内の5児童館で料理教室を実施します。

3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

(1) 地域保健の充実

- ・ 薬物乱用防止教室事業

(2) 心の問題への対応

- ・ 教育相談事業（再掲）
- ・ スクールカウンセラー等活用事業（再掲）

(1) 地域保健の充実

思春期は、子どもから大人へと成長・発育していく重要な時期である一方で、様々な問題に遭遇します。喫煙、飲酒、10歳代の人工妊娠中絶と性感染症罹患率の増加など、思春期の男女の健康をむしばんでいることが指摘されています。

思春期における保健対策は、学校保健が中心となり実施されていますが、今後より効果的な思春期対策を実施するための計画的な指導が求められています。このため、東京都南多摩保健所では、市や学校と協力して薬物乱用防止教育のプログラムの作成やエイズに関する情報提供などを行っており、特に薬物乱用防止教室は各学校で実施しているセーフティ教室でも扱うなど子どもに対しての指導が徹底してきています。今後も、専門的な知識が要求される分野については、保健所等との連携を図ります。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①薬物乱用防止教室事業 (指導課)	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、全ての小・中学校で実施します。また、生活指導主任会にて薬物乱用防止を取り上げて研修を実施します。

(2) 心の問題への対応

近年の社会環境の変化に伴い、いじめや不登校、ひきこもり、少年事件の多発など、思春期における心の健康問題が大きな社会問題となっています。

学校においては、いじめや不登校など、子どもたちの多様な課題に対応するため、互いに認め合い、共に学び合う学校づくりを進めるとともに、関係機関との連携や学校及び教育相談室・適応指導教室（梨の実ルーム）における相談事業及びスクールカウンセラーの活用を推進します。

今後、第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、こうした指導・相談体制の一層の充実を図ります。

第3部 各 論

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①教育相談事業 (指導課) [第1章3(1)11再掲]	第三次稻城市教育振興基本計画に基づき、来室相談、電話相談に隨時応じるとともに、学校との連携、他機関との連携等を図ります。 また、発達障害等を対象とする特別支援教育に関する相談活動も実施します。 ふれんど平尾を拠点とした、市内2か所での相談を行います。
②スクールカウンセラ ー等活用事業 (指導課) [第1章3(1)12再掲]	第三次稻城市教育振興基本計画に基づき、小・中学校全校へスクールカウンセラーを週1回配置し、児童・生徒、教員及び保護者の相談に対応します。

4 小児医療の充実

(1) 小児医療の充実

- ・ 小児医療の充実

(2) 小児救急医療体制の確保

- ・ 小児救急医療体制の確保

(1) 小児医療の充実

小児医療は安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤であり、医療の充実が求められます。小児医療では、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達についての相談、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が必要となります。保健センターでは、健康診査等を通じて感染症予防や乳幼児の事故防止のためリーフレットを配布し、保護者への情報提供をしていきます。

本市においては、市立病院が地域の中核病院として位置づけられています。

そのため、育児不安への支援や障害が疑われる子どもの発達の支援にあたり、市立病院と地域医療機関との病診連携を推進していきます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①小児医療体制の充実 (健康課)	医療計画に基づき、市立病院や地域医療機関との病診連携を推進します。

(2) 小児救急医療体制の確保

子育て中の親にとって大きな心配事の一つは、子どもの病気やけがあり、子どもがいつでも安心して専門医の診療を受け入れる小児救急医療体制が必要です。

本市の救急医療については、市立病院が二次救急医療機関として地域の要請に応え体制の確保を図っていきます。

また、比較的軽症の患者が救急として医療機関を受診することがあることから、適正な受診について意識啓発を推進します。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①小児救急医療体制の確保 (市立病院)	稲城市立病院改革プランに基づき、二次救急医療機関として、引き続き需要に対応します。

第3章 心身の健やかな成長のための教育環境の整備

1 次代の親づくり

乳幼児とのふれあいの推進

- 保育体験学習

少子化や核家族化の影響できょうだいの数が少なく、年齢の低いきょうだいの世話をしたり、乳幼児にふれたりする機会がないまま大人になる子どもが増えています。

乳幼児とのふれあいは、いのちの大切さや母性や父性への理解を高めるとともに、将来結婚し子育てに関わった時の育児不安や虐待予防にもつながります。

このため、子ども家庭支援センター・保育所、幼稚園などの協力を得て、乳幼児とふれあう育児・保育体験といった学習の機会を確保します。実際に乳幼児とふれあうことでのいのちの重み、親と子の絆、育児の大切さを学び、また自分自身を振り返るなど、新しい視点で考えることができる良い機会になります。今後はさらに連続した日数で体験できるように努めます。

また、中・高校生等による保育ボランティア活動の推進を図ります。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①保育体験学習 (指導課)	保育体験学習については、第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、職場体験等により、市内の全中学校で保育体験を実施します。

2 子どもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備

(1) 確かな学力と生きぬく力の育成

- ・ スクールカウンセラー等活用事業（再掲）
- ・ 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（E SD[※]）の理念を生かした教育の推進
- ・ 職場体験事業
- ・ 学校における読書活動の推進

(2) 特色ある学校教育の推進

- ・ 学校施設整備事業
- ・ 学校施設コミュニティ開放
- ・ 地域教育懇談会

(1) 確かな学力と生きぬく力の育成

稻城市では、平成21年度から、全小中学校で土曜日における授業を活用し、保護者や地域の方々とともに教育活動を行うなど、子どもたちが地域に出て学ぶことによる学校と家庭、地域の教育力の向上に努めてきました。

今後も「第三次稻城市教育振興基本計画」にのっとり、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（E SD）の理念を生かした、知、徳、体のバランスの取れた育成を一層推進していきます。

また、いじめや不登校などに関しては、学校にスクールカウンセラー等を配置していますが、子どもや保護者が気軽に相談できるよう、引き続き子ども家庭支援センターや教育相談室等と連携した相談活動の充実を図ります。

さらに、「第三次稻城市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校での計画的な読書指導の実施、学校図書館活性化推進員の全校配置を継続し、読書活動を推進していきます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①スクールカウンセラーエ等活用事業 (指導課) [第1章3(1)12再掲]	第三次稻城市教育振興基本計画に基づき、小・中学校全校へスクールカウンセラーを週1回配置し、児童・生徒、教員及び保護者の相談に対応します。

* E SD : Education for Sustainable Development の略。環境、開発、貧困など、現代社会の諸課題の解決につながる新たな価値観を生み出し、持続可能な社会の創造を目指す学習のこと。

事業名	事業概要
②持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（E S D）の理念を生かした教育の推進 （指導課）	第三次稻城市教育振興基本計画にのっとり、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（E S D）の趣旨を生かし、児童・生徒の「知識及び技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」のかん養を図り、生きぬく力を育成します。
③職場体験事業 （指導課）	職場体験事業については、第三次稻城市教育振興基本計画に基づき、全中学校で職場体験学習を実施します。
④学校における読書活動の推進 （指導課）	学校における読書活動の推進については、第三次稻城市教育振興基本計画に基づき、学校図書館活性化推進員の全校配置を継続し、読書活動の支援を実施します。

（2）特色ある学校教育の推進

学校教育に対するニーズがますます複雑・多様化しているなかで、子どもたちの生きぬく力の育成に向け、本市では、特色ある学校づくりを推進しています。保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校のつながりや、学校間の教育連携を重視するとともに、子どもたちや保護者の要望を考慮しながら、学校と家庭、地域が協力して特色ある教育活動を進めます。

本市では、各中学校ブロックを中心に、保育所、幼稚園、学校、P T A、自治会等地域の様々な関係者による連携協力機関としての地域教育懇談会が設置されています。今後とも関係機関の連携を強化し、子どもたちが心身ともに健全な成長を遂げられるよう、地域社会に根ざした教育力の充実を図ります。

また、学校施設のコミュニティ開放事業については、近隣に文化センター等コミュニティ施設がない地区で学校施設の開放を行っています。利用状況や地域コミュニティ施設の整備状況を勘案しつつ全体事業の見直しを進めます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①学校施設整備事業 （教育総務課）	小中学校の施設について、児童・生徒が良好な学習環境で充実した学校生活が送れるよう、環境面・安全面に配慮した施設とするため、環境整備を行うとともに、必要な修繕や改修を行います。
②学校施設コミュニティ開放 （生涯学習課）	学校施設コミュニティ開放については、第三次稻城市生涯学習推進計画に基づき実施します。 文化センターから離れた地域のコミュニティ活動を支援します。
③地域教育懇談会 （指導課）	中学校ブロックごとに学校、幼稚園、保育所、認定こども園、P T A、民生・児童委員、自治会、市役所関係課等、地域の様々な関係者によって連携協力機関としての懇談会を、第三次稻城市教育振興基本計画に基づき開催し、各ブロックで実践している防犯パトロール等に関する情報及びアクションの共有化を行います。

3 家庭や地域の教育力の向上

(1) 家庭の教育力の向上

- 親と子の教室
- 家庭教育や子育てに関する講座
- 生涯学習宅配便講座

(2) 地域における学習・文化活動の推進

- 青少年育成地区委員会活動
- ジュニアワーカーセミナー
- 稲城ふれあいの森管理運営
- 子どもの本の会に対する支援事業
- 稲城市青少年芸術文化活動育成事業
- 第三次稻城市子ども読書活動推進計画の推進

(1) 家庭の教育力の向上

家庭教育は、社会生活に必要な基本的生活習慣を身につけさせ、人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っていますが、今日では、しつけや思いやりの心情を育てることが困難な家庭が増えています。

本市では、親自身が家庭における自らの役割や責任を自覚することができるよう、公民館主催事業での親と子の教室や家庭教育講座などを実施しています。こうした教室では、親と子が共に成長できる仲間づくりを行っています。今後は、より多くの親が参加できるよう工夫に努めるとともに、地域団体や生涯学習、出前講座とも連携した取り組みに努めます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①親と子の教室 (生涯学習課)	親と子の教室については、第三次稻城市生涯学習推進計画に基づき実施します。おむね1歳～就学前児童の親子を対象に、教室の3つの柱である「幼児期の成長と発達の道すじ」「幼児の発達と集団保育の意味」「子どもの成長と親自身の生き方」について学習します。
②家庭教育や子育てに関する講座 (生涯学習課)	家庭教育や子育てに関する講座については、第三次稻城市生涯学習推進計画に基づき、日常生活における身近な生活課題や子育て世代が関心を持つ内容等を取り上げた講座を実施します。
③生涯学習宅配便講座 (生涯学習課)	生涯学習宅配便講座については、第三次稻城市生涯学習推進計画に基づき実施します。市民10名以上のグループに、市職員講師編・市民ボランティア講師編・企業・NPO等講師編の講座メニューを提供します。

(2) 地域における学習・文化活動の推進

子どもたちは、地域のなかで多くの人と出会い、自然とふれあい、様々な体験を重ねるなかで豊かな感性や行動力を育んできました。しかし、今の子どもたちは、核家族化や共働き世帯の増加など家庭環境の変化により、地域とのつながりが希薄化し、生活体験や自然体験ができる機会が減少してきています。

このため、市内10地区にある青少年育成地区委員会が地域の特性を活かした文化や伝統行事を継承しながら、異年齢の子どもたちが様々な活動を体験する機会の提供を行えるよう支援を行い青少年の健全育成を図ってまいります。

稻城ふれあいの森では自然体験やキャンプ活動が安全に行えるように自然環境に配慮した施設整備を行うとともに、ジュニアワーカーセミナーにより地域や社会で活躍できるリーダーを養成する事業を行ってまいります。

また、「第三次稻城市子ども読書活動推進計画」の推進を図ります。子どもの本の会の活動により本に親しむ機会などに努めてきましたが、さらに乳幼児においては家庭での絵本の読み聞かせに対する支援、小学生・中学生においては家族で読書に親しむなど、子どもの読書活動を支援し、自ら学び、楽しみ、より深く生きる力を育みます。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	青少年育成地区 委員会活動 (児童青少年課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内10地区の委員会により、各地区の特色を生かした様々な体験活動の機会を提供する。 ・子どもが健やかに成長できるようなテーマで地区委員会が合同で研修会を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区委員会で年間計画に基づき、キャンプや地域の様々な事業を実施 ・「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」に合わせて研修会を実施 	事業の継続
2	ジュニアワーカー セミナー (児童青少年課)	市内小学5年生から中学3年生を対象に、自然体験や団体生活を通して心身を育てる事業を年度単位で実施。	地域や学校で積極的に活動を行うリーダーの養成を実施（定員50名、全7回のプログラムを実施）	事業の継続
3	稻城ふれあいの 森管理運営 (児童青少年課)	自然環境に配慮し、青少年団体をはじめ、誰もが安全・安心に利用できるよう施設内の整備を進める。	一般開放、団体開放、夏期開放、学校開放を実施	事業の継続

第3章 心身の健やかな成長のための教育環境の整備

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
④子どもの本の会に対する支援事業 (図書館課)	子どもの本の会の読書会や児童書の貸し出し等の各地域の文庫活動を支援します。
⑤稻城市青少年芸術文化活動育成事業 (生涯学習課)	稻城市青少年芸術文化活動育成事業については、第三次稻城市生涯学習推進計画に基づき実施します。 芸術文化活動を通じた青少年の健全育成を図るために、青少年を対象とした芸術文化活動を行っている団体へ、稻城市青少年芸術文化活動育成事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。
⑥第三次稻城市子ども読書活動推進計画の推進 (図書館課)	稻市の全ての子どもたちが、家庭・地域・学校であらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書を行い、「生きる力」を育むことができるよう、子どもの読書活動を支援し推進します。

第4章 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

1 良好な居住環境の整備

(1) 良質な住宅計画の指導

- ・ 地区計画の導入

(2) 公共施設等の改善

- ・ 公共施設のトイレ整備・バリアフリー化
- ・ シックハウス対策

(1) 良質な住宅計画の指導

市では、多摩丘陵の豊かな緑、多摩川、三沢川、大丸用水などの豊富な水と親しみ、まちの成り立ちや歴史・文化などの異なる地域、世代を超えて人と人がふれあい、生活の質の高さや豊かさを実感し、受け継ぐことができる生活者の視点に立ったまちづくりを目指していきます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①地区計画の導入 (都市計画課)	地区計画の導入については、都市計画マスタートップラン、住宅マスタートップランに基づき実施します。 住民の生活に結びついた地区を単位として、道路や公園などの配置や規模、宅地の規模や建築物に関する制限等について、地区的特性に応じて地区計画を定めることにより、地域の快適な生活環境の形成・保全を図ります。

(2) 公共施設等の改善

本市では、公共施設の乳幼児連れの利用が見込まれる場所を中心に、乳幼児用ベッドや子ども用トイレをはじめとする子育て支援設備の整備を推進していきます。

また、公共施設の新築等において、安全かつ快適に暮らすためのバリアフリー化、ユーバーサルデザインの導入やシックハウス対策を推進していきます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①公共施設のトイレ整備・バリアフリー化 (建築保全課)	「バリアフリー法、東京都建築物バリアフリー条例」等に基づき、施設の新築・改修時に公共施設のトイレ整備、公共建築の整備を行います。
②シックハウス対策 (建築保全課)	「厚生労働省・文部科学省の基準」に基づき、シックハウス対策を行い、施設の新築・改修時に安全・快適な公共建築の整備を行います。

2 子育てにやさしい環境の整備

(1) 安全な道路環境の整備

- ・ 道路の整備

(2) 公園等の整備

- ・ 公園遊具等の安全確保
- ・ 公園施設点検

(1) 安全な道路環境の整備

子どもや子育て家庭が安心して移動することができるようにするためには、安心して移動できる道路環境づくりや気軽に外出できる環境の整備が必要です。

ニーズ調査では、地域で安全に暮らせるために力を入れたらよいと思うことは「歩道や信号など安全な道路環境を整備する」が最も多くあげられています。

こうしたなか、本市では、子どもやその保護者をはじめとした全ての市民が快適に移動できるよう、安全で歩きやすい歩道の確保や、楽しく歩ける散策の道づくりを推進するとともに、段差の解消や交差点の改良など、歩行者にとって歩きやすい道路の整備を図っていきます。今後も安全で安心して利用できる道路環境整備を推進していきます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①道路の整備 (土木課)	道路の整備については都市計画マスターplan、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、道路の新設・改良工事に合わせて道路空間のバリアフリー化を図り、全ての人々が安全で安心して利用できる道路空間の整備を行います。

(2) 公園等の整備

ニーズ調査では、市に対しての子育て支援として、就学前児童の保護者・妊娠中の方においては「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が多くあげられています。

また、中学生が公園や遊び場について不満がある点は、「野球、サッカー、バレーボールなどの球技が禁止されている」「施設や公園のトイレが汚れている」「施設が狭い」などであり、幅広い年齢層において、身近な地域における子どもたちの安全な居場所づくりへのニーズの高さをうかがうことができます。

公園は、屋外における子どもの遊び場の中心的な施設であり、子どもたちが自然とふれあい、様々な体験を重ねるなかで、創造性や自主性を培える場となるよう、安全で安心して使える施設として、防犯面に配慮した施設設置を図っていきます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①公園遊具等の安全確保 (土木課)	都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年6月、国土交通省）を参考に、公園内の新規遊具設置については、メーカー保証の確保されている遊具を選択し、既存遊具については安全点検を実施し、老朽化や破損について対応します。
②公園施設点検 (土木課)	公園指定管理者と連携し、月1回の公園施設及び遊具の点検、月3回の公園内の清掃を実施し安全性の確保に努めます。

3 安全・安心まちづくりの推進**安全・安心まちづくりの推進**

- 防犯灯増設補修

子どもたちが犯罪などの被害に遭わないようにするために、通学路や公園などにおける防犯灯の整備や犯罪防止に配慮した環境づくりが求められています。

中学生のニーズ調査においては、もっと暮らしやすくなるために市に望むこととして、27.4%の方が「夜道でも安心して歩けるようにしてほしい」と回答しています。

子どもはもちろん、市民が安心して住むことのできるまちにするため、警察等の関係機関と連携を図りながら、交通安全施設の整備や防犯灯、道路照明灯の補修や整備を図ります。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①防犯灯増設補修 (管理課)	地域住民及びPTAの方々と連携をとりながら、市道に設置されている防犯灯の維持管理や増設、通学路点検を行います。

第5章 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 男女の働き方等の見直し

男女の働き方等の見直し

- 就労支援事業
- 男女雇用機会均等法の周知
- 労働条件の向上に関する啓発活動
- 労働関係法令の普及・啓発

全ての人が、仕事と家庭のバランスがとれるような働き方ができるよう、働き方の見直しを進めていく必要があります。

男女とも子育てに参加できる企業風土や職場環境の整備を促進していきます。企業内の託児施設整備や育児休暇の取得、子育て期間中の短時間勤務など環境整備に向けた事業主の意識啓発を促進し、意識改革に努めます。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け取組事業者等を紹介していくなど、普及活動を検討していきます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①就労支援事業 (経済観光課)	関係課や他市、関係連携機関と連携をとりながら、働き方の見直しや仕事と子育ての両立に関するセミナー等の実施に努めます。
②男女雇用機会均等法の周知 (経済観光課)	関係機関と連携をとりながら、市民及び事業主に対し、就労機会、待遇等の男女平等の確保について、セミナー等の開催やパンフレットの配布等を通じて周知・啓発に努めます。
③労働条件の向上に関する 啓発活動 (経済観光課)	関係機関と連携をとりながら、市民及び事業主に対し、労働関係法令に関するセミナー等の周知や最低賃金の改正等について市の広報やHP、チラシの配布等により周知を行い、法令の遵守による労働条件の向上に向けた啓発活動に努めます。
④労働関係法令の普及・啓発 (経済観光課)	関係機関と連携をとりながら、市民及び事業主に対し、労働関係法令に関するセミナー等の周知や最低賃金の改正等について市の広報やHP、チラシの配布等により周知を行うなど、労働関係法令の普及・啓発に努めます。また、ハローワークへの協力として庁舎壁面の懸垂幕掲示箇所に労働関係の標語を掲示しています。

2 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立支援

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 就労支援事業（再掲）

家庭は生活を営む上で、男女が育児や家事についても互いに協力し合いながら行うことの大切ですが、現実には核家族化や地域の人間関係の希薄化も加わり、家庭内の女性の負担が大きくなっています。加えて、共働き家庭も増えつつあり、子育てをしながら働く母親は多くなっています。一方で、長時間労働のために、家庭生活に参画したくても時間を確保できない男性も多くいます。

仕事と子育ての両立に向けて、子育てをしている親が安心して働くことができる保育サービスの充実とともに、育児休業制度に関する情報提供や、固定的性別役割分担意識が解消され多様で柔軟な働き方が実現されるよう、啓発に取り組みます。

また、女性が働き続けられるよう支援するとともに、子育てで離職しても再就職をはじめとして、様々な活動に参画することができるよう多様なチャレンジへの支援に努めます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①ワーク・ライフ・バランスの推進 (市民協働課)	稻城市男女共同参画計画（「男女平等推進いなぎプラン」）に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。 一人ひとりが家庭と仕事や社会活動を両立させて、自らの多様な生き方が実現できるよう、セミナー等の開催や情報誌の配布を通じて普及啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
②就労支援事業 (経済観光課) [第5章 1. 1再掲]	関係課や他市、関係連携機関と連携をとりながら、働き方の見直しや仕事と子育ての両立に関するセミナー等の実施に努めます。

第6章 子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全の確保

子どもの交通安全の確保

- ・ 交通安全教育

子どもや子育てを行う親等を交通事故から守るために、交通安全の啓発・指導の充実が求められます。保育所、幼稚園、小学校では交通事故から身を守るための交通ルールを理解させるため、関係機関と連携した交通安全教室や登下校（園）時における交通安全指導を行っています。また、小・中学校では学級活動のなかで交通安全教育が実施されています。

近年では特に自転車事故が増加傾向にあることから、自転車に乗ることが増えてくる小学生の子どもたちが、自転車利用の初期の段階から基本的なルールを身に付けることができるよう、警察及び関係機関と協力し、実技指導等の強化に努めます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①交通安全教育 (管理課)	第7次稻城市交通安全計画に基づき、市内保育所、幼稚園、小中学校等を対象に多摩中央警察及び多摩稲城交通安全協会と連携した交通安全教室の開催や通学路の点検を実施します。

2 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進

子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進

- ・ 「こども110番の家」の設置
- ・ 防犯に対する情報提供
- ・ 防犯体制・警察との連携
- ・ 市民の自主防犯活動（防犯ボランティア）
- ・ スクールガード・リーダーの配置

近年では子どもが犯罪の被害者となることが多く、子ども自身に防犯の習慣を身に付けることや「自分の安全は自分で守る」という意識を促すため、防犯訓練における具体的な防犯に関する知識や対処法を学ぶ機会を提供する必要があります。

本市では保育所や幼稚園、学校、児童館などの子育て支援施設の安全管理体制を強化するとともに、学校では、セーフティ教室を通じ、子どもの安全指導を行っています。また、

第3部 各 論

子どもの登下校や戸外での活動の安全を高めるため、地域住民に協力をお願いし、子どもの緊急避難場所である「こども110番の家」を依頼しています。「こども110番の家」は不審者に対する抑止力になっており、子どもたちに意識化させる必要があります。また地域によっては、学校の先生やPTA、市民などにより防犯巡回パトロールを実施しています。

今後、学校と地域との連携協力を強化し、地域をあげての防犯ネットワークの構築を図ります。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①「こども110番の家」の設置 (総務契約課)	市、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会及び安全・安心まちづくり推進協議会との連携した取り組みにより、緊急時（痴漢、災害等）に、児童、生徒が一時的に避難する「こども110番の家」を設置し、子どもの安全を確保します。
②防犯に対する情報提供 (総務契約課)	市、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会及び安全・安心まちづくり推進協議会との連携した取り組みにより、防犯や地域安全情報に関する情報を、稲城市メール配信サービスやチラシで配信するほか、事件等の情報を学校・幼稚園・保育所などの関係団体に提供します。
③防犯体制・警察との連携 (総務契約課)	市、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会及び安全・安心まちづくり推進協議会との連携した取り組みにより、PTAや防犯ボランティア団体、個人への防犯資機材の貸出しや、通学路防犯カメラの維持管理、市内一斉防犯パトロールを実施します。
④市民の自主防犯活動（防犯ボランティア） (総務契約課)	市、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会及び安全・安心まちづくり推進協議会との連携した取り組みにより、多摩稲城防犯協会を中心に、自治会、学校関係者、各種団体等が、地域ごとにボランティアとして防犯活動を積極的に推進し、防犯活動実施団体や個人への防犯資機材の支給や、市内一斉防犯パトロールを実施します。
⑤スクールガード・リーダーの配置 (指導課)	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、警察官OBによるスクールガード・リーダーを配置し、学校施設及び地域の安全点検・巡回、子ども、保護者、地域への安全指導・防犯に関する助言やセーフティ教室、講演会等を行います。

3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 学校による有害情報対策

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、啓発活動や薬物乱用等の防止に努め、有害環境浄化活動の推進が必要となっています。

本市においては、都の青少年健全育成条例に基づく事業主への是正指導など、地域住民と連携・協力して健全育成活動に取り組んでいます。インターネット等の有害情報により青少年が犯罪に巻き込まれるのを防ぎ、情報を正確に読み取り取捨選択する能力を育てるため、市内全校において情報モラル学習に取り組んでいます。

また、雑誌やテレビ等のメディアで流される性や暴力等の有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されることから、子どもが自ら考え、自ら決定できる能力を身に付けることができるよう知識の普及、啓発に努めます。

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
①学校による有害情報対策 (指導課)	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、各学校においてインターネットやスマートフォン等によるトラブルを未然に防ぐため、全小・中学校で発達段階に応じセーフティ教室等を開催するなど、情報モラル教育を推進します。

第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策の充実

- ・ 児童虐待対応事業
- ・ 要保護児童対策地域協議会
- ・ 子どもと家庭の総合相談（再掲）
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 育児支援ヘルパー事業（再掲）
- ・ 母子保健事業
- ・ 子ども緊急ショートステイ事業（再掲）

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に重要な影響を及ぼすだけでなく子どもに対する人権侵害です。

虐待の背景には、地域のなかで孤立している家庭や、保護者が身近に相談できる人が少なく、子育てに不安を抱えていることが多くあげられます。児童虐待防止として子ども家庭支援センターでは相談窓口を充実させるとともに、要保護児童対策地域協議会を活用して児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

また、様々なケースに対応できるよう、関係機関との連携を図り、地域におけるネットワークを充実していきます。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	児童虐待対応事業 (子育て支援課)	児童虐待の防止・早期発見・早期対応のために、家族及び地域住民や関係機関等からの虐待通告に対し、子ども家庭支援センターで迅速に対応します。	• 通告後に受理したケースについては、受理会議後原則48時間以内に児童の安否確認を実施 • 地域の関係機関等と連携を取りながら支援・見守り等を実施	事業の継続

第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
2	要保護児童対策地域協議会 (子育て支援課)	児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のために、代表者会議では要保護児童対策の検討及び関係機関の連携を強化、実務者会議では、要保護児童等の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握・進行管理等について協議・検討、ケース検討会議では個別の案件について具体的な支援の内容を検討します。	要保護児童対策地域協議会 ・代表者会議（年1回） ・実務者会議 （特定妊婦部会） （進行管理会議） ・個別ケース検討会議	事業の継続
3	子どもと家庭の総合相談 (子育て支援課) 〔第1章3(1)3再掲〕	18歳未満の子どもを育てる家庭が抱える課題に関して、専門相談員による総合的な相談を実施します。	子ども家庭支援センターで実施 ・来所相談 ・電話相談 ・メール相談 ・あそびの広場での相談 ・出張あそびの広場での相談 ・公立保育所への巡回相談	事業の継続
4	養育支援訪問事業 (子育て支援課)	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、専門相談員が家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。	臨床心理士・保育士・保健師等による家庭訪問による支援等を実施	事業の継続
5	育児支援ヘルパー事業 (子育て支援課) 〔第2章1(1)5再掲〕	産前産後の家事及び育児に支援が必要とされる家庭にヘルパーを派遣し、家庭での家事や育児を支援します。	広報やホームページ、パンフレット等で周知	事業の継続
6	母子保健事業 (健康課)	母子保健の各事業において適切な育児を行うための相談、訪問等の支援を実施します。	母子保健の各事業において適切な育児を行うための相談、訪問等の支援を実施	事業の継続
7	子ども緊急ショートステイ事業 (子育て支援課) 〔第1章2(3)2再掲〕	1歳6か月から小学校6年生までの子どもを対象に保護者が出産や病気などで一時的に家庭で養育が困難な時に、市が委託する施設等において宿泊を伴いながら最大6泊7日までの期間で子どもを養育します。	平成30年度利用実績：実人員24人（延べ34泊）	事業の継続

【整備目標】**■ 養育支援訪問事業・育児支援ヘルパー事業（1区域）****【利用量の見込みと確保提供量】**

単位：件

区域	項目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	645	712	712	712	712	712
	②確保提供量	645	712	712	712	712	712
	養育支援訪問事業	190	252	252	252	252	252
	育児支援ヘルパー事業	455	460	460	460	460	460
	②-①		0	0	0	0	0

<現状と今後の予定>

現在は、子ども家庭支援センターにおいて、養育支援訪問事業及び育児支援ヘルパー事業を実施しており、今後も継続して実施します。

2 ひとり親家庭の自立支援**ひとり親家庭の自立支援**

- 児童扶養手当・児童育成手当
- ひとり親家庭等医療費助成制度
- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- 母子及び父子福祉資金貸付け事業
- 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業
- 母子・父子自立支援相談員による相談事業
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- ひとり親家庭カウンセリング相談事業

近年は、母子家庭及び父子家庭のひとり親家庭が増加し、経済的・社会的に不安定な状況が多く、子育ての悩みを抱えているケースも多くなっています。また、父子家庭では家事の問題が生じています。

ひとり親家庭の支援にあたっては、母子・父子自立支援相談員が自立のための相談にあたるとともに、保育所の入所をはじめ、児童扶養手当等の支給や医療費の助成、ホームヘルプサービスなど各種援護制度の周知・活用に努めています。また、ひとり親家庭の自立に向けた職業能力開発等の就業支援を充実していきます。

第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	児童扶養手当 児童育成手当 (子育て支援課)	児童扶養手当法及び稲城市児童育成手当条例に基づき手当を支給し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	18歳以下の児童を養育する者に児童扶養手当及び児童育成手当を支給	事業の継続
2	ひとり親家庭等医療費助成制度 (子育て支援課)	稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	ひとり親家庭等の父母又は養育者及び児童の健康保険が適用される医療費のうち、非課税世帯については自己負担分を、課税世帯については高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金相当額を差し引いた自己負担分を助成	事業の継続
3	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 (子育て支援課)	稲城市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱に基づきホームヘルパーを派遣し必要なサービスを行います。	義務教育終了前の児童がいる、日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、家事・送迎・見守り等の援助を実施	事業の継続
4	母子及び父子福祉資金貸付け事業 (子育て支援課)	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、福祉資金の貸付けを行います。	母子及び父子家庭の親で、20歳未満の子を扶養している方を対象に、技能習得資金、生活資金、転宅資金、就学資金等を貸付け	事業の継続
5	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 (子育て支援課)	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき給付金の支給を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の親が就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講した場合の経費の助成及び資格取得のための養成機関での受講期間のうちの一定期間について給付金等を支給	事業の継続
6	母子・父子自立支援相談員による相談事業 (子育て支援課)	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子自立支援相談員が母子及び父子家庭の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の親が抱える経済上の悩み、子育ての悩み、就職の悩み等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び支援を実施	事業の継続
7	母子・父子自立支援プログラム策定事業 (子育て支援課)	稲城市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に基づき、自立及び就労のための支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	児童扶養手当受給者等の個々の状況、ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等関係機関と連携を図ることで、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施	事業の継続

第3部 各 論

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
8	ひとり親家庭カウンセリング相談事業 (子育て支援課)	生活や子育てに悩みがあるひとり親を対象に心理カウンセラーが面談をし、相談者が自分自身の力で問題解決していくよう適切な援助を行います。	稻城市社会福祉協議会が実施主体として、第2・第4土曜日に福祉センターにて心理カウンセラーによる面談を実施	事業の継続

3 子どもの貧困対策の推進

(1) 教育の支援

- ・ 教育扶助
- ・ 生業扶助
- ・ 進学準備給付金
- ・ 生活福祉資金制度による教育支援資金貸付け
- ・ 就学援助費（再掲）
- ・ 受験生チャレンジ支援貸付け
- ・ 母子及び父子福祉資金貸付け事業
- ・ 女性福祉資金貸付け事業
- ・ 子どもの学習・生活支援事業

(2) 生活の支援

- ・ ケースワーカーによる生活相談・援助
- ・ 生活困窮者自立相談支援等事業
- ・ 母子・父子自立支援相談員による相談事業（再掲）
- ・ ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（再掲）
- ・ 利用者支援事業（基本型）（再掲）
- ・ 利用者支援事業（母子保健型）（再掲）

(3) 保護者に対する就労の支援

- ・ 就労支援員による就労支援
- ・ 生業扶助、就労活動促進費等の支給
- ・ 就労自立給付金の支給
- ・ 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業（再掲）
- ・ 高等職業訓練促進資金貸付け
- ・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業（再掲）

(4) 経済的支援

- ・ 生活保護法による各種扶助
- ・ 生活福祉資金の貸付け
- ・ 住居確保給付金の支給
- ・ 児童扶養手当、児童育成手当（再掲）
- ・ 母子及び父子福祉資金貸付け事業（再掲）
- ・ 女性福祉資金貸付け事業（再掲）
- ・ ひとり親家庭等医療費助成制度（再掲）

子どもの貧困は、子どもの心身の成長や学力、進学などに様々な影響を及ぼす可能性があるだけでなく、将来の就労や収入によって、次の世代に貧困状態が連鎖してしまうという問題を引き起こします。

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、福祉・教育・就労など様々な施策を関係機関と連携しながら取り組みます。

(1) 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもがその意欲と能力に応じた教育を十分に受けることができるよう教育環境整備と学習支援を行います。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	教育扶助 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、教育扶助を支給します。	生活保護世帯の子どもが義務教育に伴って必要な学用品費、教材代、学習支援費等費用を支給	事業の継続
2	生業扶助 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、生業扶助を支給します。	生活保護世帯の子どもが高等学校等就学に伴って必要な学用品費、教材代、学習支援費等費用を支給	事業の継続
3	進学準備給付金 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、進学準備給付金を支給します。	生活保護世帯の子どもが大学等進学をする際に、新生活準備費用として一時金を支給	事業の継続
4	生活福祉資金制度による教育支援資金貸付け (生活福祉課及び稻城市社会福祉協議会)	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学等に進学又は修学する際に必要な費用の貸付けを行います。	東京都社会福祉協議会が実施主体として、低所得者世帯の子どもが高等学校、大学等に進学又は修学する際に必要な費用を貸付け	事業の継続
5	就学援助費 (学務課) 〔第1章6(3)4再掲〕	国公立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助します。	学用品・通学用品費、学校給食費、校外学習費等を支給	事業の継続
6	受験生チャレンジ支援貸付け (生活福祉課及び稻城市社会福祉協議会)	学習塾等の受講料又は高等学校、大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な費用の貸付けを行います。	東京都社会福祉協議会が実施主体として、一定所得以下の世帯の中学生3年生、高校3年生等の学習塾等の受講料及び高等学校、大学等の受験料を貸付け	事業の継続
7	母子及び父子福祉資金貸付け事業 (子育て支援課) 〔第7章2. 4再掲〕	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、福祉資金の貸付けを行います。	母子及び父子家庭の親で、20歳未満の子を扶養している方を対象に、技能習得資金、生活資金、転宅資金、就学資金等を貸付け	事業の継続

第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
8	女性福祉資金貸付け 事業 (子育て支援課)	東京都女性福祉資金貸付 条例に基づき福祉資金の 貸付けを行います。	配偶者がいない女性で、親、子、兄 弟を扶養している、又は20歳未満 の子を扶養したことがある方等を 対象に、必要な資金を貸付け	事業の継続
9	生活困窮者世帯及び ひとり親世帯に対する 支援事業 (生活福祉課)	生活困窮者自立支援法及 び母子及び父子並びに寡 婦福祉法に基づき、生活困 窮世帯等の子どもの学習 支援や保護者も含めた生 活習慣・育成環境の改善及 び進学等に関する支援を 行います。	未実施	令和2年度から実 施予定

(2) 生活の支援

貧困の状況にある、又は貧困におちいる可能性がある家庭が孤立せずに安心して生活で
き、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう生活の支援を行います。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	ケースワーカーによ る生活相談・援助 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、ケー スワーカーによる生活相 談、援助を行います。	生活保護者に対して、ケー スワーカーによる生活相談、援助を実施	事業の継続
2	生活困窮者自立相談 支援等事業 (生活福祉課)	生活困窮者自立支援法に に基づき、相談支援員・就労 支援員による自立相談、支 援を行います。	生活困窮者に対して、生活の自立 を促進するための相談、支援を実 施	事業の継続
3	母子・父子自立支援 相談員による相談事 業 (子育て支援課) 〔第7章2. 6再掲〕	母子及び父子並びに寡婦 福祉法に基づき、母子・父 子自立支援相談員が母子 及び父子家庭の相談に応 じ、その自立に必要な情報 提供及び支援を行い、ひと り親家庭の生活の安定と 自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の親が抱え る経済上の悩み、子育ての悩み、就 職の悩み等の相談に応じ、その自 立に必要な情報提供及び支援を実 施	事業の継続
4	ひとり親家庭ホーム ヘルプサービス事業 (子育て支援課) 〔第7章2. 3再掲〕	稻城市ひとり親家庭ホー ムヘルプサービス事業実 施要綱に基づきホームヘ ルパーを派遣し必要なサ ービスを行います。	義務教育終了前の児童がいる、日 常生活を営むのに著しく支障があ るひとり親家庭に対して、一定の 期間ホームヘルパーを派遣し、家 事・送迎・見守り等の援助を実施	事業の継続

第3部 各 論

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
5	利用者支援事業（基本型） (子育て支援課) 〔第1章3. 9再掲〕	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	研修を受講し、子育て支援パートナーとして子ども家庭支援センターあそびの広場や出張あそびの広場で事業を実施	事業の継続
6	利用者支援事業（母子保健型） (健康課) 〔第1章3. 10再掲〕	妊娠期から乳幼児期にわたる様々な相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	妊娠届出時又は妊娠届出時のアンケートにより保健師が相談等を実施	令和2年度から実施

(3) 保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者が、安定した収入を得て、自立した生活を送れるよう就労の支援を行います。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	就労支援員による就労支援 (生活福祉課)	生活保護法、生活困窮者自立支援法に基づき、就労支援員による就労支援を行います。	生活保護者、生活困窮者に対して、ハローワーク等関係機関と連携し、就労支援員が就労に関する相談、支援を実施。	事業の継続
2	生業扶助、就労活動促進費等の支給 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、生業扶助、就労活動促進費等を支給します。	生活保護者に対して、技能修得費、就職支度費、就職活動に必要な交通費や被服費等を支給。	事業の継続
3	就労自立給付金の支給 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、就労自立給付金を支給します。	安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった世帯に対して、就労自立給付金を支給。	事業の継続
4	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 (子育て支援課) 〔第7章2. 5再掲〕	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき給付金の支給を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の親が就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講した場合の経費の助成及び資格取得のための養成機関での受講期間のうちの一定期間について給付金等を支給。	事業の継続

第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
5	高等職業訓練促進資金貸付け (子育て支援課、稻城市社会福祉協議会)	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に、入学及び就職に必要な資金の貸付けを行います。	東京都社会福祉協議会が実施主体として、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、入学及び就職に必要な資金の貸付けを実施。	事業の継続
6	母子・父子自立支援プログラム策定事業 (子育て支援課) 〔第7章2. 7再掲〕	稲城市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に基づき、自立及び就労のための支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	児童扶養手当受給者等の個々の状況、ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等関係機関と連携を図ることで、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施。	事業の継続

(4) 経済的支援

貧困の状況にある家庭が安定した生活ができるよう、各種手当の支給、貸付金の貸付け等、経済的な支援を行います。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	生活保護法による各種扶助 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、各種扶助を支給します。	困窮の程度に応じて生活扶助、住宅扶助、医療扶助等を支給。	事業の継続
2	生活福祉資金の貸付け (生活福祉課及び稻城市社会福祉協議会)	低所得で生活に困窮している世帯に、それぞれの状況と必要に合わせた資金の貸付けを行います。	東京都社会福祉協議会が実施主体として、低所得で生活に困窮している世帯を対象に、生活の安定と自立に必要な費用を貸付け。	事業の継続
3	住居確保給付金の支給 (生活福祉課)	生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金を支給します。	離職等により、住居喪失又は住居喪失のおそれのある方に対して、就職に向けた活動をすること等を要件に、一定期間家賃相当額を支給。	事業の継続
4	児童扶養手当 児童育成手当 (子育て支援課) 〔第7章2. 1再掲〕	児童扶養手当法及び稻城市児童育成手当条例に基づき手当を支給し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	18歳以下の児童を養育する者に児童扶養手当及び児童育成手当を支給。	事業の継続
5	母子及び父子福祉資金貸付け事業 (子育て支援課) 〔第7章2. 4再掲〕	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき福祉資金の貸付けを行います。	母子及び父子家庭の親で、20歳未満の子を扶養している方を対象に、技能習得資金、生活資金、転宅資金、就学資金等を貸付け。	事業の継続

第3部 各 論

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
6	女性福祉資金貸付け 事業 (子育て支援課) 〔第7章3(1)8再 掲〕	東京都女性福祉資金貸付 条例に基づき福祉資金の 貸付けを行います。	配偶者がいない女性で、親、子、兄 弟を扶養している、又は20歳未満 の子を扶養したことがある方等を 対象に、必要な資金を貸付け。	事業の継続
7	ひとり親家庭等医療 費助成制度 (子育て支援課) 〔第7章2. 2再掲〕	稲城市ひとり親家庭等の 医療費の助成に関する条 例に基づき医療費を助成 します。	ひとり親家庭等の父母又は養育者 及び児童の健康保険が適用される 医療費のうち、非課税世帯につい ては自己負担分を、課税世帯につ いては高齢者の医療の確保に関す る法律の一部負担金相当額を差し 引いた自己負担分を助成。	事業の継続

4 障害児施策の充実

(1) 日常生活支援の充実

- ・ 発達支援センター事業（再掲）
- ・ 乳幼児経過観察・発達健康診査（再掲）
- ・ 療育相談・療育体験事業
- ・ 障害者相談支援事業（再掲）
- ・ 自立支援給付事業
- ・ 障害児通所給付費等支給事業

(2) 障害児保育・教育の推進

- ・ 障害児保育事業（再掲）
- ・ 障害児保育巡回訪問指導事業
- ・ 特別支援教育推進事業

(1) 日常生活支援の充実

障害のある子どもとその家庭は、日常生活のなかで様々な支援を必要としていることが多く、保育や教育等のいろいろな問題に直面しています。このため、地域住民の理解を深め、社会福祉協議会や民生委員などとの連携による支援が求められます。

こうしたなか、市では障害の早期発見、早期療育に向けた体制づくりに努めてきています。健診等において発達の遅れが心配される子どもは、保健センター・子ども家庭支援センターで相談を行うなかで専門機関を紹介し、専門的な指導・援助を進めています。稻城市発達支援センターでは、発達障害に関する相談を受け、普及啓発に関する活動を行ななどしています。

また、発達障害に対する認識の高まりに伴い、発達障害をもつ子どもが顕在化したことから、乳幼児からの支援を行っていく体制を確立する必要があります。

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	発達支援センター事業 (障害福祉課) 〔第1章3(1)7再掲〕	乳幼児期から就学期を経て、就労等といった地域での生活のライフステージに対応する、切れ目のない支援の充実を目指します。	一般相談、医師による専門相談、保育所・幼稚園・学校等への機関支援を関係機関と連携して実施 就学前年児を対象に、就学前発達相談を来所・電話・FAX・メールで実施	事業の継続

第3部 各 論

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
2	乳幼児経過観察 発達健康診査 (健康課) 〔第2章1(2)4再掲〕	乳幼児健康診査で要経過観察と判断された又は保護者から相談のあった児を対象に各児の課題に重点をおいて発育・発達等を継続的に確認し、疾病・障害の早期発見に努めます。	専門医等による健康診査を実施 ・経過観察健康診査 ・発達健康診査	事業の継続
3	療育相談・療育体験 事業 (障害福祉課)	お子さんの発達が気になる方等からの相談に応じ、発達検査、関係機関の情報提供や助言等を行います。また、療育を経験したことのない親子を対象に、療育を体験することにより、障害の早期発見等を図ります。	子どもの発達に関する相談及び療育体験の場を提供	事業の継続

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
④障害者相談支援事業 (障害福祉課) 〔第1章3. 13再掲〕	第5期稻城市障害福祉計画及び第1期稻城市障害児福祉計画に基づき、障害児（者）の相談支援の拠点として、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）などを市内2か所で実施します。
⑤自立支援給付事業 (障害福祉課)	第5期稻城市障害福祉計画・第1期稻城市障害児福祉計画に基づき、居宅介護等の介護給付費や補装具費等の支給を行い、障害児の地域における生活支援を図ります。
⑥障害児通所給付費等支給事業 (障害福祉課)	第5期稻城市障害福祉計画・第1期稻城市障害児福祉計画に基づき、次の障害児通所給付費等の支給を行い、障害児の地域における生活支援を図ります。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス 等

（2）障害児保育・教育の推進

障害のある子どもの通園、通学は厳しい状況にありますが、本市では、全認可保育所で、障害の程度が中・軽度で集団保育が可能な子どもについて受け入れています。また、小・中学校や学童クラブでは、本人及び保護者の意思を尊重し共に学ぶ機会を確保しています。

一方、従来の身体障害や知的障害に加え、発達障害に対する認識の高まりに伴い、発達障害をもつ子どもが顕在化しています。

通常の学級に在籍する子どものなかで、特別な教育的支援を必要とする情緒障害などがある子どもに対し、学校生活に適応していくことを目標に、一人ひとりの個性に応じた個別・小集団での指導を行う、特別支援教室を平成29年度より全小学校に、平成31年度より全中学校に導入してきました。

こうした状況に対応した相談体制や保育所、学校、学童クラブでの受け入れ体制の充実を図るとともに、それぞれ個々の状況に応じたきめ細かな相談・指導に努めます。

第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援

【主要事業】

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	障害児保育事業 (子育て支援課) (第1章1(2) 5再掲)	障害の程度がおおむね中・ 軽度で集団保育が可能な子 どもについて、保護者が就 労等の理由により家庭で保 育ができない場合に、障害 児保育を実施します。 認証保育所・幼稚園の障害 児保育・特別支援教育の補 助を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所全園（17園）で実施 認証保育所全園（5園）で実施 幼稚園全園（5園）で実施 	事業の継続
2	障害児保育巡回 訪問指導事業 (子育て支援課)	心身に障害を有する乳幼児 を早期に発見し、適切な療 育につなげていくため、子 ども家庭支援センターの心 理専門支援員が障害児の通 所する保育所の巡回訪問等 を行う、保育の実施等につ いての相談を受け、指導を 行います。	公立保育所への巡回相談	事業の継続

【主要事業（他の計画等で目標管理）】

事業名	事業概要
③特別支援教育推進事業 (指導課)	第三次稲城市教育振興基本計画に基づき、特別支援教育の推進を図るため、 特別支援学級や通級指導学級、全小・中学校に設置された特別支援教室等に より、児童・生徒への支援を行います。